

ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の

領国形成政策(一二二一—一二四六年)

山田欣吾

はじめに

一二三五年の夏、皇帝フリードリヒ二世は彼の長い統治期間を通じて稀にしか訪れることのなかった有利な政治情勢の中で、マインツに帝国会議(*curia generalis, curia solennis*)を開き、一連の「帝国改革」を試みた。その第一は自らの長子であるドイツ国王ハインリヒ七世の廃位、その第二はいわゆるマインツのラント平和立法(*constitutio pacis*)の制定であり、そして、その第三はブラウンシュヴァイク・リュネブルク公領(*Herzogtum Braunschweig-Lüneburg*)の新設である。⁽¹⁾この帝国会議には、他の多くの帝国諸侯と並んで、ヒルデスハイムの司教コンラート(*Bischof Konrad von Hildesheim*)も出席し、ブラウンシュヴァイク・リュネブルク公領の新設を定めた証書に証人⁽²⁾として名を連ねているが、全ドイツの政治秩序を改革するために(*pro reformatione totius terre status*)皇帝がとった

この有名な措置は、その一般政治史的、国制史的意義のほか、実は、ヒルデスハイム司教領国の形成史にとって、特殊に重大な意義をもつものであった。

皇帝は都市ブラウンシュヴァイクと城郭リュネブルクとを中心とする二大所領複合⁽³⁾を合体して (*univimus*)、そこから新たな公領をつくり (*creavitius inde ducatum*)、他方、一二一八年に死去したドイツ皇帝オットー四世の甥でありながら全く無官にとどまっていたヴェルフェン家のオットー (*Otto von Lüneburg, das Kind*) を公式に公として帝國諸侯の身分にひきあげ (*Ottonem ducem et principem facientes*)、彼に新公領を帝國レーンとして授与した。こうしてつくられた公領は、ハインリヒ獅子公のザクセン公領と異なつて、超領国的支配としての *Stammeshertogtum* ではなく、マインツのラント平和立法が帝國の基本的構成単位として前提している領国 (*terra*)⁽⁴⁾ の意味における *territoriales Herzogtum*⁽⁵⁾ であつた。したがつて、ブラウンシュヴァイク公領を新設するといふことは、当然のことながら、周辺諸勢力との關係を領国的国家性の水準において定めること、言いかえれば、新公領を中心とする *Länderverhältnis* (諸領国間の關係) の一応の確定を伴わざるをえないことであつた。⁽⁶⁾ このことは、ブラウンシュヴァイクの西南に隣接するヒルデスハイムとの關係においても例外ではない。

ブラウンシュヴァイクとヒルデスハイムの領国關係確定をめぐつて、マインツの帝國會議が激しい論争の場となつた。その際、オットーは自己の領国主的地歩をヒルデスハイムの犠牲において最大限伸張しておこうと努めたようである。この権利主張は司教コンラートの反論の前に結局しりぞけられたが、この事件を伝える唯一の史料である『ヒルデスハイム年代記』⁽⁷⁾ はその事情をつぎのように簡潔に記している。「さらにまた、ブラウンシュヴァイク公オット

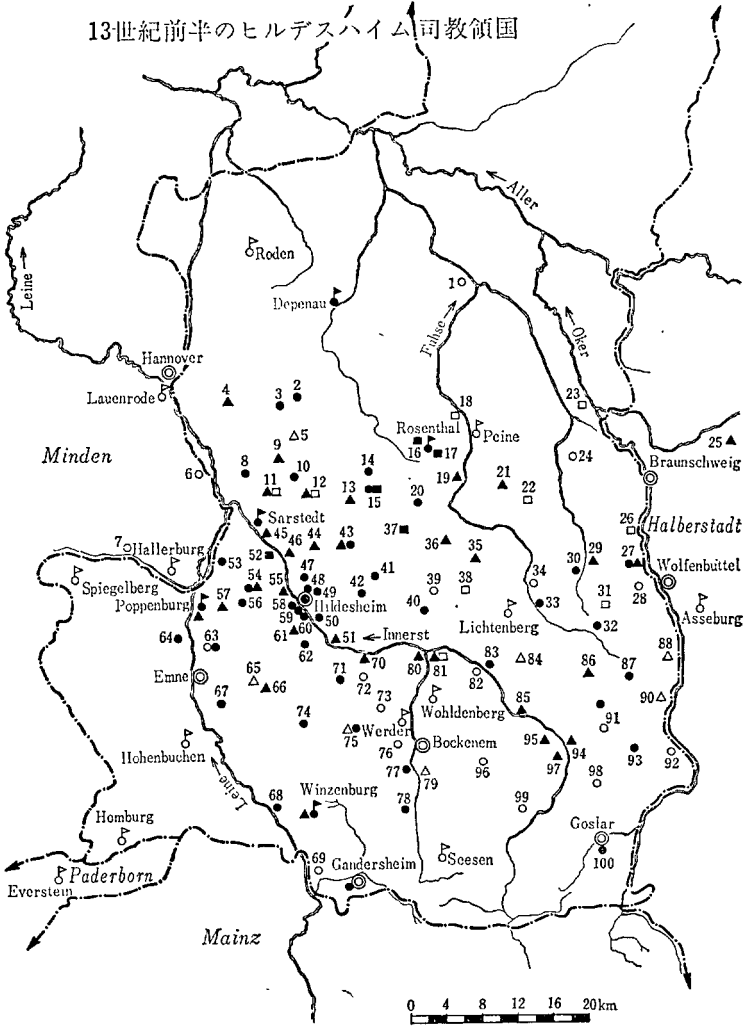
1がマインツの帝国会議に際し皇帝と諸侯のままで裁判権を篡奪しようとしたが、彼(司教コンラート)はわれらの全司教管区を公の裁判権から聡明にも解放し、その際、公式発言において全員の前で、ヒルデスハイム司教領は司教ただ一人を除き他のいかなるヘル権力、いかなる公権力にも従属するものではないことを明示した。そして、これは並みいる諸侯により一致して是認された。⁽⁸⁾

ブラウンシュヴァイク公がどのような根拠にもとづいて、具体的に何を主張したのかをこの文章そのものから読みとることはできない。それが司教区全域についての旧部族公権の法的主張なのか、それとも、司教区内特定地域についての「裁判権篡奪」の企てなのか、という問題もここではただ提起しうるにとどまり、その結論はすべて、これと関連のありそうなるもの歴史過程の具体的検討の後まで留保しなければならぬ事柄に属する。その点は後で考察するとして、ここで確認しておくべきは、マインツの帝国会議はヒルデスハイム司教領国の公的な存在確認の場でもあったということである。年代記が明示しているように、司教はヒルデスハイムの領国に対し、公の権力と同格の(herzogähnlich)領国主的権力をもつことが皇帝と諸侯とによって公認された。ブラウンシュヴァイク公の側からする異議申立てにもかかわらず、ヒルデスハイム司教領国は、その形成史上、このときにはじめて、異論の余地なき自立的領国としてその存在を内外に示したのである。

そこで、右のような確認から、われわれの関心は、一二三五年にはっきりその姿を現わしたヒルデスハイム司教コンラートの領国なるものの具体的認識へと導かれる。

ところで、司教コンラートのもとにおけるヒルデスハイム司教領国の歴史を記述しようとするに当って、そもそも

13世紀前半のヒルデスハイム司教領国



- 司教区境界
- ヒルデスハイム司教のミニステリアーレン
- ヒルデスハイム司教以外のミニステリアーレン
- 司教の伯権のもとにある場所
- 他の領主に伯権のある場所
- ◎ 都市
- ♣ ヒルデスハイム司教の城郭
- ヒルデスハイム司教以外に属する城郭
- △ 貴族のホーフ
- ▲ 司教および聖堂参事会のホーフ

Nettlingen	39	Flothe	87	Adenstedt	20
Nienstedt	66	Förste	45	Algermissen	12
Oedelum	37	Freden	68	Alter Markt	48
Oelsburg	19	Fummelse	28	†Altes Dorf	49
Ohlum	14	Giesen	52	Baddeckenstedt	82
†Orsleve	25	Gleidingen	8	Barienrode	62
Ostharringen	97	Gustedt	84	Beddingen	29
Othfressen	94	†Harebordessem	7	Berelris	38
<i>de Piscine</i>	100	†Harlissem	50	Betheln	63
Reden	6	Harsum	44	Bettmar	22
Rheden	67	Hary	76	Bilm	3
Rhuden	78	Hasede	46	Bleckenstedt	30
Ringelheim	85	Heckenbeck	69	Bledeln	10
Rössing	53	Himmelsthür	55	Bodenburg	75
Salder	33	Hoheneggelsen	36	Bornum	79
†Schmedenstedt	21	Hohenhameln	15	Borsum	43
Schwicheldt	16	Holle	81	Bortfeld	24
Söhlde	35	Hotteln	11	Clauen	13
†Steinberg	58	Ilten	2	Cramme	32
Stöckheim	27	Itzum	51	Dahlum	77
†Thidexen	71	Kemme	41	Derneburg	80
Uetze	1	Kirchrode	4	Dinklar	42
Upen	95	Klein Schwülper	23	Dohren	98
Vohlum	18	Lebenstedt	34	†Dolgen	99
Wassel	5	Leifelde	26	Dorstadt	88
Watenstedt	31	Lengede	92	Drispenstedt	47
Wehre	93	Lewe	91	Dungen	70
†Werder	60	†Losebeck	61	†Eilstringe	17
Werla Burgdorf	90	†Luthingessem	59	Eitzum	65
Wesseln	72	Lutter	96	Elbe	83
Wöhle	40	Mahlerten	57	Elze	64
Wrisbergholzen	74	Mahner	89	Emmerke	54
		Müllingen	9	Escherde	56
†現在は存在しない場所		Nette	73	Flach Stöckheim	86

領国なる政治共同体の構造の記述とはどういふことなのかという理論的問題は、すでに基本的に片付いていると思う⁽¹⁰⁾。また、その記述の中にとりこまれるべき諸項目のインデックスを、具体的作業プランの意味においてつくることも可能である⁽¹¹⁾。したがって、あとは細かな力仕事とでもいふべき史料分析の作業を残すだけなの

だが、これは予想以上に骨の折れる仕事である。とくに、ヒルデスハイムの地域史研究の現状⁽¹²⁾においては、それが従来かなり論ぜられることの多かつた地域であるにもかかわらず、いまだに人名、地名についての基礎研究すら欠いているため、われわれはしばしば一人の人物、一つの集落のアイデンティフィケーションのために、数日間も史料や地図の中をかけまわらなければならない。しかし、いずれにしろ、それはやらざるをえない仕事である。ただ、そうした作業が、多少ともプロジェクトに沿った成果をもたらすまでには、なお、さらに時と労力とを必要とする。

そこで、さしあたりここでは、右のような作業のある程度の進展を前提しつつ、問題を、ヒルデスハイム司教領国の輪郭と骨格の大すじをえがくことに限りたい。すなわち、一二三五年に存在確認をえたこの領国はおよそどのような拡がりをもっていたのか、という問題である。ヒルデスハイム年代記は先に引用した個所で、司教の領国主的支配権は *episcopus Hildesheimensis* を覆うかのごとくにのべているが、この *episcopus* が *diocesis* (司教管区) の意味で使われているとすれば、年代記の記事は明らかに正しくない。ヒルデスハイム司教区の北部一帯は、後にブラウンシュヴァイク公のレシデンツになる *Cite* を中心としたヴェルフエン家の大領土に属していたし、また、司教区の中には都市ブラウンシュヴァイクの *Weichbild* (市域) の一部すら含まれていたのである。したがって、ヒルデスハイム司教領国の輪郭は、司教管区の境界線などによってすっかり画することができず、境界領域の一つ一つについて、また、断えざる変化動揺の姿に即して調べださなければならぬことになる。その作業は、したがって、事実上、司教と周辺諸侯・諸領主との関係を軸とした政治史の概要たらざるをえないだろう。

(1) マイニンツの帝国会議前後の政治情勢については、Kantorowicz, Ernst, *Kaiser Friedrich der Zweite*. 2Bde. Neu-

druck, Düsseldorf 1963. I. S. 372 ff. Hämpe, Karl, Das Hochmittelalter, 5. Aufl., Köln 1963, S. 393 ff. Grundmann, Herbert, Wahlkönigtum, Territorialpolitik und Ostbewegung im 13. und 14. Jahrhundert. in: Gebhardt, B., Handbuch der deutschen Geschichte. I. Stuttgart 1954, S. 365f. Reinhold, Peter, Die Erpörung König Heinrichs (VII.) gegen seinen Vater. Leipzig 1911. S. 40 ff. ヲヤハンのルンデブルグ領の成立について Mitsui, Heinrich, Der Staat des hohen Mittelalters. 4. Aufl., Weimar 1953. S. 352f. Klingelhöfer, Erich, Die Reichsgesetze von 1220, 1231/32 und 1235. Ihr Werden und ihre Wirkung im deutschen Staat Friedrichs II., Weimar 1955, S. 97 ff. トルナンハットマン・リットネン公領の成立について Patze, Hans, Die welfischen Territorien im 14. Jahrhundert. in: Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert. II. Sigmaringen 1971 (Vorträge und Forschungen. XIV) S. 12 f. Stengel, Edmund E., Land- und lehrrechtliche Grundlagen des Reichsfürstenstandes. in: Abhandlungen und Untersuchungen zur mittelalterlichen Geschichte. Köln 1960, S. 158 ff. を参照。

(2) MGH. Const. II. Nr. 197, S. 263 ff.

(3) „*Proprium castrum suum Luneburch, quod idioma Theutonico vocatur eygen, cum multis aliis castris, terris et hominibus eidem castro pertinentibus*“ であるがその中に「*カネブルト*」周辺の広大な領土のなかに「*ウヤン*」の家を自由世襲地全体を意味して「*curtitem Brunswich*……*cum omnibus castris, hominibus et pertinentiis suis*」 であることが特に皇帝により帝国領に組み入れられた旧ウヤンフェン家領。具体的にはブラウマンシェヴァイク周辺の比較的コンパクトな所領を指す。Hullebräcker, Lotte, Das Erbe Heinrichs des Löwen Die territorialen Grundlagen des Herzogtums Braunschweig-Lüneburg von 1235. Göttingen 1927, S. 61 ff. Patze, H., Die welfischen Territorien. a. a. O., S. 20 以下を要図を参照。

ヒルデスハイム司教コンラート (二世) の領国形成政策

(4) MGH. Const. II. Nr. 196. S. 242. 例えは「第四条の『Sanctimus……, ut principes nostri et omnes alii, qui iudicia tenent a nobis immediate, causas coram eis arbitras secundum terrarum rationabiliem consuetudinem iusto iudicio terminent……』の個所にそれが示されている。

(5) Stammesherzogtum, territoriales Herzogtum などの概念については、拙稿「十一十二世紀ドイツにおける太公領の展開——領邦国家成立史への予備的考察——」『一橋論叢』五九卷三号、一九六八年参照。なお Herzog, Herzogtum の訳語としては、それぞれ「公」「公領」をあてて今後、統一をはかりたい。

(6) それは公領をとりまくすべての方向において、多かれ少なかれ激しい権利主張のおつかりあいを惹き起したが、それについては「あじあたり」Patze, H., Die welfischen Territorien. a. a. O., S. 14ff. 参照。

(7) *Chronicon Hildesheimense*. MGH. SS. 7. 1846 S. 845-873. 編者の史料批判によれば「司教コンラート二世の事績を記した部分は十三世紀中葉の手になっている。また、記録の内容を証書とつきあわせて検討すると、この年代記は一般に事実の記録という点で高い史料の信憑性を感じさせる。したがって、この事件についての言及を含む他の史料は存在しないもの、年代記の記事は基本的に信用してよからう。また、これまでの研究史上、この年代記の記事に疑いを提起した学者はいない。なお、マインツの帝国会議の際にコンラートは、新公領樹立に関する前記の証書に証人として現れるほか、皇帝から八月二十三日付の証書を獲得、ヒルデスハイム聖堂参事会による Grafen von Wohlfenberg 及び Edelherrn von Hagen からのフォークタタイの買戻しを承認してからっている。Urkundenbuch des Hochstifts Hildesheim und seiner Bischöfe. Hrsg. v. K. Janicke und H. Hoogeweg. I. Osnabrück 1965 (Neudruck der Ausgabe 1896), II-VI. Hannover 1901-1911. (フォルケナヒストリ UB. I. S. 1. 及び 2. 及び 3.) II. Nr. 424. S. 199. Mainz (1235) Aug. 23.

(8) Chron. Hild. S. 861. „*Præter hæc omnia diocesim nostram a iurisdictione ducatus, quam iurisdictionem dominus Otto dux Brunswicensis sibi usurpare coram domino imperatore et principibus in curia solemnè apud Magunciam intendebat, prudenter liberavit, eisdem voce publica protestans coram omnibus, Hildensemensium episcopatum nullius dominio, nullius ducatus, preterquam solius episcopi subiacere; et hoc facti ab universis principibus approbatum.*”

(9) Patze, H. Die welfischen Territorien. a. O. S. 17 はそのような理解を暗示してゐる。

(10) 拙稿「Verfassungsgeschichte について——W・シトラヴィンガーとO・ブルンナーの場合——」(『一橋論叢』六四—ノ五、一九七〇) 四五頁以下参照。成瀬治「身分制社会の構造史的考察について——オットー・ブルンナーの理論の再検討を中心に——」(西洋中世史研究会編『西洋中世世界の展開』一九七三、一七七一—二二頁) はこの点でも教えるところ多い。

(11) その際に最低限欠かすことのできない項目としては、つぎのようなものを列挙することができる。例えば、①O・ブルンナーの意味における Landsemeinde の人的構成を明らかにすること、したがって「司教領国について」(例えば「Domkapitel (司教座聖堂参事会) のメンバーおよび Diözesansynode (司教管区会議) の少なくとも常連の出席者、司教のもとでは証人の役割を果たしている貴族的封臣、司教および司教の設立になる諸修道院のミニステリアーレン、十三世紀にはすでにある規則性をもって司教の証書に証人として現われる市民等々を一人一人 familiengeschichtlich に明らかにすること。②ランデスヘルルの支配の諸要素を明らかにすること。すなわち「司教、聖堂参事会および司教の「私有修道院」の所領・十分一税徴集権などの分布、城の分布と機能、各種ゲリヒト (Gratschaft, Freigratschaft, Gogratschaft, Landgericht) の分布とその相関的構造、貨幣鑄造所・関税徴集所の分布と機能などをその topographisch な構造とともに明らかにすること。③そうした支配の諸要素に対する管理の構造を明らかにすること、すなわち「それらのうち授封を

れている部分と直轄部分との識別の上になつて、後者についてはとくにランデスヘルの家政管理役人と地方行政役人を洗い出し、彼らのランデスヘルに対するアムト法的関係のあり方を確認し、あわせて、類型的概念としての行政管区(Amtkreise)の形成過程をその一つ一つについて追跡すること。④最もひろい意味における Landtagung (したがって司教領国の場合には司教管区会議 Synode も含まれる)の構造と機能とをその歴史的变化において把握し、そのなかから Landständeverfassung の制度的形成過程を明らかにすること。⑤最後に極めて困難なことながら、領国内で現実に妥当する法の諸層(帝国法から Meierding で適用されるホーフレヒトに至るまでの)をつかみ出し、領国において妥当する法の多次のモザイク構造を、明らかにするとともに、terminus technicus としてのラント法(領国の法)の形成過程を追究すること。それとの関連において住民諸層のラント帰属意識を——研究の現段階ではなお方法的模索の域を脱することができていないにせよ——探求すること。最後の点については、例えば Patze, Hans, Adel und Stützerchronik. Frühformen territorialer Geschichtsschreibung im mittelalterlichen Reich. m: Bill. f. dt. Landesges. 100. 1964. を参照。

(12) ヘルズンハイムの歴史を新しく国制史の観点から総合的に叙述したものの、Heinemann, Wolfgang, Das Bistum Hildesheim im Kräftepiel der Reichs- und Territorialpolitik vornehmlich des 12. Jahrhunderts. Hildesheim 1968. がある。これは Heinrich Butner のもとで成った Dissertation であるが、ラントの歴史を帝国政治史の脈絡の中で見なおす試みとして、かなりの成功をおさめている。しかし、その叙述は一一九〇年司教アデロークの死の年にまでしか及んでいない。十三世紀についての新しい総合叙述は、まだ誰によってもなされてはいない。この時代については、ヒルデスハイムの東隣に隣接する Woldenberg 伯に關する Wolfgang Patke の Dissertation, Die Grafen von Wöltingerode-Woldenberg. Adels Herrschaft, Königtum und Landesherrschaft am Nordwestharz im 12. und 13. Jahrhundert. 1971. Hildesheim がわれわれに対して教えるところ極めて多く、また領国史研究の上で特に重要な文献だけをあげればつぎ

Geograph. Anst. 1905. Kiewitz, Hans-Walter, Studien zur territorialen Entwicklung des Bistums Hildesheim. Ein Beitrag zur historischen Geographie Niedersachsens, Göttingen 1932. Peters, Arnold, Die Entstehung der Ämterverfassung im Hochstift Hildesheim (ca. 1220-1330), in: Z. Hist. V. Ndsachs. 1905, S. 215-278. Baruh, Albert, Das bischöfliche Beamtentum im Mittelalter, vornehmlich in den Diözesen Halberstadt, Hildesheim, Magdeburg und Merseburg, in: Z. Harz V. 33. 1900, S. 322-428. Flugge, Carl, Die Vogtei im Bistum Hildesheim. Dissertation Erlangen 1934. Bode, Georg, Der Uradel in Ostfalen. (Forsch. z. Ges. Ndsachs. 3) Hannover 1911. Lamay, Georg, Die Standesverhältnisse des Hildesheimer Domkapitels im Mittelalter. Dissertation Bonn 1909. Evers, Wilhelm, Die Wüstungen des Hildesheimer Landes, in: Neues Arch. Ndsachs. 15. 1950 S. 143-153. Engelke, B. Die Grenzen und Gaue der älteren Diözese Hildesheim, in: Hannov. Ges. Bl. NF. 3. Heft 3, 4. 1935 S. 1-23. Illmann, Horst-Detlef, Bäuerliche Besitzrechte im Bistum Hildesheim. Eine Quellenstudie unter besonderer Berücksichtigung der Grundherrschaft des ehemaligen Klosters St. Michaelis in Hildesheim Stuttgart. 1969. Stech, Lorenz, Die Dienstrechte von Magdeburg und Hildesheim. Dissertation Göttingen 1969.

一 司教選挙をめぐる紛争

前司教ジークフリート(一世、一二一六—一二二二)が地元小貴族 Lichtenberg 家出身のローカルな人物であったのに対し、コンラートはヨーロッパ的なスケールの人物であった。⁽²⁾コンラートの出身地、出身家系は分らない。⁽³⁾彼は神学の学識によって、つとにバリで名高く、司教選出時にはマイネッツ大司教座聖堂の Scholaster (聖堂学校管長)の地位

ヘルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策

にあった。彼はまた、教皇づきの Pontifical (聴罪司祭)、Kaplan (礼拝堂司祭) であり、Kreuzprediger (十字軍勸奨説教師) としてはさきにアルビジョア十字軍に際して名をなし、一二一五年にはアーヘンで国王戴冠後のフリードリヒ二世の前で聖地奪還のための十字軍を説いた。⁽⁴⁾ そして一二二〇年には教皇から、ドイツ人に対する十字軍勸奨説教師としての特別の任務と権限を与えられていた。⁽⁵⁾

一二二一年の恐らく八月中旬、ヒルデスハイム聖堂参事会は全員一致の票をもって、さきに辞職した前司教ジークフリートの後任にコンラートを選出した。知らせをうけたマインツ大司教は直ちにヒルデスハイム司教区のグラフ、ミニステリアールたちに祝福の挨拶を送った。⁽⁶⁾ しかし、この選挙はマインツ大司教の予想したほどスムーズには進行しなかった。ミニステリアールンが選挙手続きに異をとなえてその無効を主張し、コンラートを司教²君主として認めることを拒否したのである。ヒルデスハイムでのコンラートの初仕事は、本来、領国君主にとって、その支配の支柱たるべきミニステリアールンとの対決という皮肉なめぐりあわせになった。

折から Weissemburg 修道院滞在中の国王の前で開かれた諸侯会議に争いももちこまれた。そこにはコンラート自身が出頭して、聖堂参事会による選挙の正当性を主張する一方、ミニステリアールン側からは Marschall Konrad (von Ennerke), Kämmerer Ekbert (von Rossem) が出席し、従来、「法と長き慣習に基づき、ヒルデスハイム司教選挙における権利をもち来りたる」彼らに対し、今回はその権利侵害がなされたため、国王は被選出者の(俗権授与の)請求に応ずるべきではないという主張を行なった。⁽⁷⁾ しかし、司教選挙への参与権を求めるこのミニステリアールンの主張は、居並ぶ聖俗諸侯、帝国・教会ミニステリアールン全員により、「適当でない、聞いたこともない、すべての

教会に共通の法に反するもの⁽⁸⁾として却けられ、逆に彼らに對しては新司教への服従が要請されるとともに、さらに不服がある場合には、九月一日にフランクフルトで開催される帝国會議に出頭し、国王と諸侯の前で充分に権利主張をすべきことが指示された。

ところで、ヒルデスハイムのミニステリアーレンの主張は、一二一五年、第四次ラテラン公会議において、いわば十二世紀いらいの教会史的一般傾向の総仕上げとして、聖堂參事會による司教選挙手続きが明瞭・詳細に定められた⁽⁹⁾直後のことだっただけに、法律論としては最初から通る見込みのないものだった、といつてよい。だから、ケルン大司教エンゲルベルトがヒルデスハイムのミニステリアーレンにあてた論争的で高圧的な書状によると、ミニステリアーレン代表は当初の論拠を奪われて追いつめられた結果、司教に世俗大権を与えうるのは皇帝のみであつて、国王にその権限はない、といった勝ち目のない議論までもちだして傷を深くしているらしい。しかし、逆にいえば、彼らがこれほどはつきりと不利な論争を諸侯會議の席にもちだしたこと自体、彼らの主張が法律論の上ではともかく、現実にはいかに深くヒルデスハイムの慣習に根ざしており、彼らが領國を支える不可欠の主体として、自らの実力をいかに強く自覚していたかを物語っている。

ヒルデスハイムのミニステリアーレンは、これに先立つこと約二十年、一一九九年の司教ハルトベルトの選挙に際しても、これと似たような経験をもつていた。当時、皇帝ハインリヒ六世急死後のシュタウフェン、ヴェルフエン兩家による王位争い・兩王対立という政治状勢のなかで、教皇は亡帝のカンツラーでもあつたヒルデスハイム司教コンラート一世を免職・破門に処⁽¹¹⁾し、新司教の選出を聖堂參事會に命令した。その際、教皇は三名の選挙監査者に對し、

選挙への俗人の介入を排除し、彼らに対しては、義務的な協賛以外のことを (*ne amplius quam consensum debitum*) 許さないよう指示している⁽¹²⁾。参事会は全会一致で Hartbert von Dalum を選出したが、司教区の貴族、ミニステリアーレンの大多数がそれを認めず、依然としてコンラート一世とシュタウフェン王朝の側にたつて、都市ヒルデスハイムと領国の全域をその軍事的支配下においた。その結果、新司教は自らの司教座聖堂に近づくこともできず、逆に、職務を剝奪されたはずのコンラートの方は、折からヒルデスハイムに入城した国王フィリップに随行し、一二〇〇年一月一九日の文書に「ヒルデスハイム司教、ヴェルツブルク司教被選出者」と署名を残している⁽¹³⁾。同年二月二日付けで教皇がバーダーボルン司教にあてたハルトベルト支持の要請状によれば、領国を事実上支配していたのは Graf Adolf von Schaumburg, Grafen Hermann und Heinrich von Wohldenberg, Graf Friedrich von Werder, Ministerialen Lippold von Escherde, Vogt Hugo von Alenmarkt 及び „*eorum complices*” (彼らの一味) であり、彼らは司教や参事会員の財産や僧祿や年貢をコンラートの権威に仮託して強制徴集し、ハルトベルトが「もろもろの城や都市や所領を領有するのを阻止して」いた⁽¹⁴⁾。そして、この状態は、同年六月、国王オットー四世の兄ライン宮廷伯 Heinrich von Braunschweig の軍が彼らを決定的に破り、ヒルデスハイムを陥すことによつてはじめて一応の終結にいたつたのである⁽¹⁵⁾。

この二十年前の場合と同じく、一二二一年の紛争の際にも、ミニステリアーレンは都市ヒルデスハイムと領国の諸軍事拠点を制圧し、教会と聖職者の財産に手をつけ、金品、物資を強制徴発した⁽¹⁶⁾。とくに彼らは、この時、前司教の残した金品、家具、調度のたぐいをひどく奪つたらしい⁽¹⁷⁾。二十年前と違って、今回は有力なグラーフたちを含まぬミニステリアーレンだけの行動であつたが、彼らはそれを敢えてするほどまでこの二十年の間に実力を高めていたので

ある。司教ジークフリートの選挙誓約 (Wahlkapitulation) と職務始末書 (Rechnenschaft) は、ヒルデスハイムの司教と聖堂参事会にとつて、ミニステリアーレンの自立領主化がいかに危険な状態にまで達していたかを明示している。とくに後者においてジークフリートは、領国の城と都市と所領とがミニステリアーレンのもとで事実上、レーン類似のとり扱いを受けている実情をうかがわせつつ、その一つ一つにつき、自分はそれをレーンとして公認したことはない、と弁明にこれつとめている。ジークフリートが「余はわれらの *curia Schwarzede* に城を築くことを Lippold にもその息たちにも許さず、余は当該 *curia* を彼に与えず、またいかなる者に対してもわれらの司教領内にて城を築く許可を与えなかった」と述べるとき、われわれはそこから、一二〇〇年の際にも「反抗者一味」の頭株に数えられていた Lippold von Escherde による Sarstedt 城建設をはじめ、他のミニステリアーレンによつても、類似の無断築城が行なわれていたことを容易に読みとることができる。したがつて、新司教コンラートがこうしたミニステリアーレンに対して自らの司教領国主としての地位を貫徹するためには、いやおうなしに、彼らの制圧下にある司教の都市と城を解放し、彼らが無断で築いた城を破壊することから始めなければならなかったのである。

コンラートはこの仕事を、彼の人物にふさわしいスケールとスタイルをもつてなした。Weissenburg くらい、彼は教皇ホノリウス三世の全幅の信頼を後楯にしつつ、聖俗諸侯のすべてから固い支持をとりつけることに成功した。Weissenburg での諸侯会議の結論は上述したが、それに基づいて、トリアー大司教、メッツ・シュバイアー司教、レーゲンスブルク司教、パーゼル司教、ヴァイセンブルク修道院長、ムーアバッハ修道院長は聖界諸侯として、エルザス、ツヴァイブリュッケン、ディーツ、エーバーシュタイン、ライニンゲン、ポイネブルクのグラーフたちは世俗諸

侯として、また帝国内膳官 *Werner von Bolanden* はミニステリアールに属するものとして、相ついでヒルデスハイムのミニステリアールに書を送り、異口同音に彼らの主張の非なることをのべ、司教に対する服従を要請した。一方、国王のカンツラー・コンラートは、都市ヒルデスハイムに対して *Weidenburg* の経過と結果を報知し、市民がミニステリアールに同調しないよう牽制の手をうっている。⁽²⁰⁾

コンラートは、ブラウンシュヴァイクの「公」ハインリヒ（ライン宮廷伯）の支持を確保するために特別に大きな配慮を払った。*Weidenburg* からの文書に予告されていた帝国会議がフランクフルトで開かれ、そこにザクセンの地から多数参集したと思われる聖俗諸侯の前で、「ザクセンの古きラント平和の更改」がなされ、彼らがそのラントフリーデに対する誓約を行なったとき、「公ハインリヒ」に対してはとくに国王ハインリヒ七世からの親書が出されている。その中で国王は、自分は、ヒルデスハイムの司教被選出者に対し、あらゆる必要手続きを慎重にふんだ上で世俗大権 (*regalum episcopatus Hildesheimensis*) を授与したと報じ、それに対してヒルデスハイムのミニステリアールが依然として反対している状況を指摘したのち、「汝の高貴さと栄光」にかけて、「汝がよしと思ひ、またなしうるようなやり方で」 (*in odis, quibus scis et poles et expedire videris*) 彼らをして主君に司教と和せしめ、服従せしめることを求め、さらにその結果を文書で報告するように要請した。⁽²²⁾ また、同じくザクセン公ハインリヒに対しては、九月九日付で教皇ホノリウス三世も親書を送り、教会の財を荒す犯罪者たち (*malefactores*) に抗してコンラートを守るように求められている。⁽²³⁾

このように、コンラートは、ミニステリアールを討つために、およそ考えられうる最も壮大な大義名分（皇帝の

命により更改された古きよき「ザクセンの平和」の侵犯者に対する戦い！を手にいれるとともに、現実にも圧倒的に有利な政治的力関係をつくりだすことに成功した。そして、これを背景としたミニステリアーレンとの軍事対決は、翌年の春に行なわれたようである。というのは、一二二二年四月、ケルン大司教エンゲルベルトが、ハルバーシュタット司教、ミンデン司教、コルヴァイ修道院長、ザクセン公ハインリヒ、リェネブルクのオットーおよび「某々城を攻囲中のすべての伯、貴族」(*omnibus comitibus, nobilibus in obsidione castris*……)に対して挨拶を送り、彼らが「神と皇帝の畏敬ゆえに、また汝らが平和とラントの正義のためになしたる誓約を守って」(*pro reverentia dei ac imperii necnon etiam sacramenti, quod pro pace fœcis et pro iustitia terre*) ヒルデスハイム司教に与えた支援をたたえ、感謝しているのである。⁽²⁴⁾

諸侯の連合軍によって攻囲された城の名を、われわれはヒルデスハイム年代記から推測することができる。すなわち、そこに、「平和の破壊者たちが巣くったところの、われらの都市に近き Werder 城 (*Insulam castrum*) を攻略し破壊した」と書かれているのがそれであり、また、司教の屋敷地に「不法にも築かれた Sarstedt の塔城を完全にひき倒し破壊した」というのも間違いなくこの戦争に関係があるだろう。Sarstedt 城は最有力のミニステリアール Lip-pold von Escherde により、前司教ジークフリートの時代にその許可なく築かれたものであった(上述)。エシエルデ家は司教の領国統治にとって当面最も厄介な障害だったが、コンラートは圧倒的な軍事力によりそれを一気におしつぶしてしまったわけである。

三年後の七月、コンラートは Lippold und Dietrich von Escherde と和解する。すなわち、司教は同兄弟に一〇〇

マルクを支払い、また、このつぎに空領となるレーンから一〇プントの土地を受封する期待権を約束、それに対して彼らは司教、聖堂参事会、多くの、ミニステリアーレンおよび市民の前で、「おおよげにまた自発的に、……彼らが Winzenburg 城の奇襲 (*de furto castri in Winzenborch*)、Klanon のアムト (*officio*)、都市ヒルデスハイムのフォークタイおよびザルステド塔城の破壊につき、余と余の教会に対して抱いていた怨恨、争訟および要求のすべて (*omni rancori et questioni sive petitioni*) を放棄した⁽²⁶⁾」。そして、Lippold und Basil von Escherde 兄弟のつくった年時不明の証書によれば、⁽²⁷⁾ 彼らは司教との間でつぎのような注目すべき協約を結んでいる。すなわち、司教は六二五プントという大金を支払い、Basil は Winzenburg 城の、Lippold は Rosenthal 城の *castellanus* (城守り) となる。ただし、「レーン法に基づくのではなく、(司教が) 他の城守りたちを置く場合と同じ法に基づいて」である。そして、兄弟のその地位は、彼らが司教と教会に忠誠をつくす限りにおいて保証され、彼らに対しては、当該城郭に住む他の城守りたちと同様の貨幣給付 (Basil には九プント、Lippold には八プント) が支給される⁽²⁸⁾。つまり、Escherde 家は、いまや再び、家人法に基づくミニステリアールの地位にはっきり引き戻され、かつては事実上存在していた *Diensthin* に対する世襲権を明示的に否定させられただけに、ある意味では一層劣悪な法的地位にたたされることになったのである⁽²⁹⁾。

いずれにしろ、慣習的な司教選挙権を主張して新司教への服従を拒否したミニステリアーレンの勢力は決定的に敗れた。コンラートは、ブラウンシュヴァイク公をはじめとするザクセン諸侯の軍隊により、この「ラント平和の破壊者」を討ち、自己の司教としての座を確保するとともに、⁽³⁰⁾ 反抗的なミニステリアーレンに対してその領国主としての

権利を貫徹した。ヒルデスハイム司教選挙をめぐるこの騒乱は、一二二二年夏までには基本的に片付いていたらしい。その頃、コンラートは、教皇ホノリウスに書を送り、この事件を通じて彼のために大きな役割を果たしたケルン大司教エンゲルヘルトをたたえ、特別の恩顧を求めているからである。⁽³¹⁾

(1) UB. II. S. 589. Nachträge zum ersten Bande, 32.

(2) Hoogeweg, H., Bischof Konrad II. von Hildesheim als Reichsfürst. in: Z. hist. v. Ndsachs. 1899 S. 238-265. 司教コンラートに関する唯一の独立論文である。それはヒーダーザクセン歴史協会が、恐らく一般聴衆に対してなされた講演であり、帝国政治の水準におけるコンラートの活動についてはよい概観を与えるが、ヒルデスハイムの証書集(証書集編纂の模範と称賛されている)編者の作品としてはやや突っ込みに欠けるうらみがある。なほLüntzel, H. A. Geschichte der Diözese und Stadt Hildesheim. 2Bde. Hildesheim 1858. Bertram, Adolf, Die Bischöfe von Hildesheim. Hildesheim 1896. Ders. Geschichte des Bistums Hildesheim. 3Bde. Hildesheim 1899-1925. 以上二冊の二冊の記述の人物像についての素材はすべて Chron. Hild. MGH. SS. VII. 860 の記事に拠っている。

(3) Hoogeweg 註 Kalmeyer のコンラートのReisenberg家出身なりと主張したのに対し、確かな証拠が欠けるとして却けつて。 UB. II. 2. S. 1.

(4) Regesta Imperii. V. 810 b. S. 201.

(5) Winkelmann, Eduard, Kaiser Friedrich II. 2 Bde. Leipzig 1889. I. S. 370. Anm. 3. Honorius 1220 Feb. 16 und April, P. 6194. 6244.

(6) UB. II. 2.

ヒルデスハイム司教コンラート(二世)の領国形成政策

(7) 両者の主張は Weissenburg から トリアー大司教、メッツ、シエン、トリアー司教、Weissenburg, Murbach 兩修道院長の名においで、ヒルデスハイムの全ミニステリアーレンにあつた書状 UB. II 3. および國王のサンクツナーたるメンツ、シエン、トリアー司教コンラートが都市ヒルデスハイムに対して諸侯會議の決定を報じた書状 Doebner, R., Urkundenbuch der Stadt Hildesheim. 8 Bde., Hildesheim 1890-1901. (以下 Doebner I. 2. の形と略記) I. 87. などから知り得るのと、ヒルデスリアーレン側の手にある文書は残つてゐない。

(8) UB. II 3. „*Quod quia iam nobis quam omnibus civibus et nobilibus et imperii necnon et ecclesiarum ministris albus, qui multi presentes erant, inconcivens et inauditum et contra communem omnium ecclesiarum iusticiam videbatur, in hoc eos minime durimus exaudiendos* “

(9) Werminghoff, Albert, Verfassungsgeschichte der deutschen Kirche im Mittelalter. Leipzig 1907. S. 48.

(10) UB. II. 8 (1221 vor September 1).

(11) その理由は、同年秋、ヴェルツブルク司教座聖堂參事會が國王フィリップの意向をうけてコンラートをヴェルツブルク司教に選んだとき、教皇の反対にもかかわらずコンラートがそれを受けたことにある。UB. I. 553 Lateran 1200 April 9.

(12) UB. I. 544 Innocenz III. Lateran 1199 Mai 4.

(13) *Origines Guelphicae*. G. W. Leibniz consign. In lucem emiss. Ch. L. Scheidl. III. Hannoverae 1752, 632.

(14) UB. I. 551 Lateran 1200 Feb. 2.

(15) この戦争の經過は Braunschweigische Reinchronik. Hrsg. v. L. Weiland. MGH. Dt. Chron. 2. 1877. S. 430-574 が詳細に記述してゐる。

- (91) 国王のカンタラー、Bischof Konrad von Metz und Speyer のヒルデスハイムのミニスタリアーレンに発した書状がそれを示唆している。UB. II. 5 (1221 vor Sept. 1.)
- (17) の次に司教コンラート二世が皇帝フリードリック二世から、その功績に対する恩賞として Spoilrecht 放棄の証書を与えられたとき、*de hoc Universitas officialis et ministerialibus ecclesie Hildesemensis* のパンタートと同時に獲得し、死去せる司教の動産、家財を奪うべき強請を禁止せしめるのは、このことと無関係ではあるまい。UB. II. 182, 183 Borgo san Donino 1226. Juli 6.
- (81) UB. I. 683 (1216 vor Mai 11), 763 (1221).
- (91) UB. I. 3, 4, 7. (1221 vor Sept. 1.).
- (82) Doehner, UB. I. 87. S. 47. (1221 vor Sept. 1.).
- (11) MGH. Const. II. 280. 166. 5. 6. の「カンツェンテンツ平和」は Krühne の「ペンヂブルクから発見されて、その年代確定をめぐって長らく激しい論争が闘われてきた。このラント平和の少なからざる条項がサクセンシュペーゲルに直接の影響を与えていただけに、その論争はサクセンシュペーゲルの成立年代確定の試みともからんで特に熱をおびた。したがって、そのあらゆる点を説明するだけでなく、一つの小論文を要するほどで、それにはちいさなことは一切放棄しなければならぬ。ただ、Krühne, in: Neue Mitt. d. thür. sächs. Vereins. XVII. 1886. S. 220 ff. の 1111 年説は論外として Weiland, Ludwig, Sächsischer Landfriede aus der Zeit Friedrichs II. und die sog. Teuenga Heinrichi regis. ZRG. 8. 1887. S. 88 ff. の 1111 年説 (MGH. 21 の 6. 2. を採用している) を Winkelmann, E., Kaiser Friedrich II. a. a. O. I. S. 371. Anm. 1. へ Eckhardt, Karl-August, Rechtsbuchstudien II. Die Entstehungszeit des Sachsenspiegels und der Sächsischen Weltchronik. Berlin 1931. S. 56 ff. の 2. 4. 2. へ支配的見解となつた 1111 年九月一日説を、

ともに絶対の確証は欠けてゐるとはしるべき、あらゆる状況証拠は決定的に後者に有利であり(Eckhardtの論拠を一つ一つ批評したSchwerin, Ch. v, in. ZRG. Germ. Abt. 52, 1932, S. 397 ff. の結論は) したがへば、エックハルトと争つてゐるわけである)「キヤンテン地域史の観点から」して「このロント平和更改の動機をヒルデスマン司教選挙をめぐる騒乱と」この時点における司教ロントの「中央政界」における特別の地位、彼のロミンファティープに結びつけることは最も自然な解釈である。なほ Regesta Imperii 3858-60 の Hoogeweg, UB. II. 10. 11. の事実上の交渉をとりつゝ、この点にのみ「14」の「Mollitor, Erich, Der Gedankengang des Sachsenspiegels. Beiträge zu seiner Entstehung. ZRG. Germ. Abt. 65, 1947, S. 39 ff. Gernhuber, Joachim, Die Landriedensbewegung in Deutschland bis zum Mainzer Reichslandfrieden von 1235. Bonn 1952, S. 88 f. Anm. 87, S. 100 ff. の取組結論を採つてゐる。

- (22) UB. II. 11. o. D. (1221 Sept. 1).
- (23) UB. II. 17. Lateran 1221 Sept. 9.
- (24) UB. II. 43. 1222 April. Regesta Imperii. V. 10894.
- (25) Chron. Hild. a. a. O., S. 861.
- (26) Doehner, UB. I. 91. Hildesheim 1225 Juli 13.
- (27) Sudendorf, H. Urkundenbuch zur Geschichte der Herzöge von Braunschweig und Lüneburg und ihrer Lande. 1-11. 1859-1883. I. S. 297. (um 1225-47).
- (28) この「Dienstrecht」は「castellanus」と並んで「ローン法的な Burgmannenrecht」に基づいて勤務する城郭守備兵がいた。すなわち「司教は一二二八年、封臣の死去によつて空領となつた Wrisbergholzen の土地を Johann und Hermann von Wallenstedt に「ノリスナールの権利ならぬ封臣の権利を」とつと「すえ」彼らから臣従の誓ふべ」皇

帝を除くすべての人に抗して、司教を助けるといふ誓約をうけた(…*recipientes hominum corruentem et irruentium, quod nobis assistent contra omnem hominem excepto imperio*)。彼らは「さらば、司教と九名のヒルデスハイムのミニステリアーレンに対し、司教の要求通りとの城においてであれ、四年間の勤務を誠実に果たし、その際、城守りの貨幣給付は受けない」(*absque omni precio castrens*)とを約束した。UB. II. 262. 1228 August 20.

(26) A. Peters: Entstehung der Amtsverfassung, a. a. O., S. 228 f. bes. Anm. 37.

(30) コンラートは、一二二一年九月十九日エアフルトにおいて、マインツ大司教により正式に司教として叙階されている。Regesta Imperii. V. 3859. nach *Chron. Sampetr.*

(11) UB. II. 44. (1222 April). ただし、「四月」という推測の根拠は示されておらず、Reg. Imp. V. 10895 のフュッカーが書いておることへ、「秋以前」としておくのが至当であろう。

二 グラーフシャフト・バイネをめぐる争い

一二二三年二月一八日、司教コンラートがイタリアからヒルデスハイムのミニステリアーレンに送った書簡と、同年三月ごろのものとの推測されている他の二つの文書は、われわれをつぎの問題に導く。コンラートの書簡は「余のいたく信頼する」教会ミニステリアーレン全員に対し、彼の長期にわたる外地滞在の理由と報告とを書き送ったものだが、その中で彼は、目下、聖地の問題と一般的な平和を議すべき教皇と皇帝と諸侯の会議が開かれるのを待機中であることを述べたのち、その間、自分は「われらの諸問題」(*negotia nostra*)を、願ひ通りに教皇ならびに皇帝のもと

で片づけ、期待した通りの恩寵をえた、と書いている。⁽¹⁾ コンラートが獲得した成果の一つに二月五日カプアで交付された皇帝フリードリヒ二世の証書が含まれていたことは確かである。しかし、それが特にミニステリアーレンに報知を要すると彼が思った事項であったとは考えられない。というのは、この証書は、諸侯の家政役人が主君の同意なく下役人を任命したり、管理下にある所領を処分することを禁止した、いわばミニステリアーレンしめつけ立法であり、わざわざ彼らに対して手柄顔で予告するに値いするような事柄ではなかった。

そこで問題になるのが国王ハインリヒ七世の日付のないマンダートである。それは、ヴェルフエン家とアスカニア家の両公（前者は *dux Saxonie*、後者は *dux Angarie* と奇妙に古めかしい形で呼ばれている）および彼らの権力下にある者たち（*in eorum iurisdictione*）に宛てられている。国王は其中で、現在イタリア滞在中のヒルデスハイム司教コンラートが、教皇と皇帝から、かの地方（ザクセン）の平和と平穩のために配慮すべき特別の任務を託されたことを報じ、公たちに対し、司教が指示する時と場所に出頭して平和を誓うよう要請した。⁽³⁾ 司教に対する教皇と皇帝の任務授与を一二二三年三月の *Forentino* 会議と関連づけるという点で諸学者の見解は一致している。⁽⁴⁾ つまり、その頃、ザクセンの地ではある憂慮すべき紛争状態があつて、それはヒルデスハイム司教と特に深い関係をもつものだったのであり、⁽⁵⁾ その治安の乱れをおさめるための全権を彼は委任されたわけである。

国王のマンダートが実際にどのような事件と関連していたか、をつきとめるのは非常に難かしい。とくに、同年五月七日 *Graf Heinrich von Schwerin* によるデンマーク国王父子の拘禁という事件が降つてわき、計画されていたラント平和のための会議が流れてしまったとみられるだけになおさらである。⁽⁶⁾ ただ、ザクセンにおける最大の実力者た

ちによる平和会議が、ある一つの事件を、対象にするのではなく、その地方の (*Ularum partium*) 幾つかの「平和素乱」を問題にする予定であったと考える方が自然であるかもしれない。だとすれば、こうした事件としては、一二二一年 Graf Heinrich von Anhalt が Nienburg 修道院長に加えた体罰にさかのぼる両者の争い、Brandenburg 辺境伯領の後見と同地の司教選挙をめぐるアスカニア家、ヴェルフェン家、マグデブルク大司教の対立、⁽⁸⁾ Quedlinburg 修道院にたてこもった「賤民」の周辺劫掠とその武力鎮圧なども除外することはできないだろう。しかし、そうした諸事件と並んで、もう一つ、ヒルデスハイムと直接のかかわりをもつ事件が、さきに示唆しておいた第三の文書にその顔をのぞかせるのである。

その文書というのは、司教コンラートの Gunzoin von Wolfenbittel に対する破門状である。⁽¹⁰⁾ この証書は、まず、司教が先年 (*anno preterito*)、教会の用務のために、またとりわけ「悪しき状況にみまわれたるわれらのラントの一般状勢のために」、ローマ教皇と皇帝フリードリヒのもとを訪れ、「彼らから特別に、敵どもの悪行を却け、十字軍の事業をより効果的に促がすことにより、われらのラントにおける平和を回復すべく細心の努力をいたせ、との勅令を受け、また、平和の紊乱者どもを適わしき懲罰によって断罪するための権威を彼らから拝受した」と述べたのち、「したがって、〔帝国〕内膳官グンツェリンと彼の息たちおよびそれらの一味が、われらのラントの諸侯と貴族たちによってもたらされたる平和を無分別なる冒険によって破りたる故に、正義を熟慮せるのち、教皇の権威により、また、皇帝の裁判権が〔これに随って〕発動されんがために、同人たちを厳肅に破門する」と宣告している。⁽¹¹⁾

ところで、コンラートが教皇と皇帝のもとにあり、彼らからザクセン地方のラント平和実現のためのマンダートを

与えられたのが一二三年の二月ないし三月のことだったとすれば、グンツェリンの破門は明らかに翌二四年のことに属する⁽¹²⁾。事実、グンツェリンは司教コンラートのための前記一二三年二月五日、カプアでの皇帝証書に証人として名を連ねている。もっとも、そのことが遠くザクセンの地における「友好的」関係をも推測せしめる根拠にならないことは言うまでもないが、それどころか、両者の関係は早くから領国形成への努力という水準で激しい対立状態にあったと思われる。

グンツェリンが属する Wollenbüttel 家は、遠く Brunonen のミニステリアルにさかのぼり、遺領の相続関係を通じて Lothar von Süppingenburg (皇帝ロタール三世) のそれを経て、ヴェルフエン家のミニステリアルになった家柄である⁽¹³⁾。一二〇〇年くらい、グンツェリンはヴェルフエン家の国王オットー四世の内膳官として現われ、オットーの死後、その兄ハインリヒ (ライン宮廷伯) のもとで数回文書に名をとどめた後、シュタウフェン家の皇帝フリードリヒ二世の内膳官の地位についでいる⁽¹⁴⁾。グンツェリンの父 Ekbert von Wollenbüttel は自由貴族 von Biewende 家の娘と結婚⁽¹⁵⁾、爾来両家は協力して勢力の拡大につとめ、十三世紀のはじめには共同で Asseburg を築城した⁽¹⁶⁾。Wollenbüttel 家の門閥貴族類似的地位は、しかし、何よりもまず、同家がヒルデスハイム司教から受封していた Gratschaft Peine に基づいて⁽¹⁷⁾、同家は十二世紀中葉からしばしば、同時に von Peine を名のり、*Annales Siedenburgenses* の中では何回も、またハインリヒ獅子公の証書においても一度、*comes de Peine* とよばれている (ミニステリアル⁽¹⁸⁾のグラーフ!)。

Gratschaft Peine のひろがりを同時代の史料から再構成することは絶望的に困難である。B. Engelle は十四・十五

世紀に、*comitatus vel vrigeding in Pessere (Pisser)*”とよばれる *Freigratschaft* が *Gratschaft Peine* の制度的後継者なりとの想定の上になつて、その「区域」を再構成しているが、⁽¹⁹⁾その方法的正当性に対しては深刻な疑問が提起されている。⁽²⁰⁾したがって、われわれは、いまのところ、かなり大雑把な確認で満足しなければならないのだが、一二〇〇年前後の *Gratschaft Peine* は、確実にそれに属することの分る諸聚落⁽²¹⁾の分布から推して、およそ *Peine* から *Wolfenbüttel* の西にまで及んでいたと考えられる。そうしてみると、*Wolfenbüttel-Asseburg* 家の勢力圏は、*Braunschweig* アイクと *Hildesheim* の間に斜めに割つて入るような形で、西北の *Peine* から東南の *Asseburg* にまで長くひろがっていたことが分る。そして、この政治地理的勢力配置が、*Hildesheim* と *Wolfenbüttel-Asseburg* との衝突を必然化するとともに、*Hildesheim* と *Braunschweig* アイクとの決戦——それはまさに *Asseburger Fehde* という形で起つた——を約三〇年ほど先にのばしたのである。

ところで、*Gratschaft Peine* は十二世紀の三〇年代から、*Wolfenbüttel* 家の手中に、その *Dienstherr* たる *Supplingenburg, Welfen* 両家からレーンとして与えられていた。一方、*Hildesheim* の司教は、皇帝オットー三世、*ハインリヒ三世*、*ハインリヒ四世* の証書を根拠にして、⁽²²⁾この *Gau Asfala (Ostfalen)* 東部の *グラーフシャフト* に対する上級封主権を主張することができた。とりわけ、一一八〇年に *ハインリヒ獅子公* から一切の帝国レーンが没収された後には、*司教と Wolfenbüttel* 家との間には、*バイネ* をめぐつて直接のレーン関係が成立したと思われる。⁽²³⁾一一九二年の獅子公とその息 *ハインリヒ (ライン宮廷伯)* による *バイネ* 攻撃と破壊は、自己のミニステリアールのこうした「離叛」に対する報復であつた。⁽²⁴⁾爾來、*Wolfenbüttel-Asseburg* 家の領域支配形成への努力は、*ヴェルフェン* 家寄りの立

場においてなされたが、そのことがヒルデスハイムにとっては黙視しえぬ危険を意味していたことはいうまでもない。一一九九年に Ludolf von Peine-Wolfenbüttel の遺領をついだグンツェリンは、バイネの都市と城とを大規模に築する⁽²⁵⁾。一二〇二年以降に、グンツェリン兄弟は Wolfenbüttel に近い司教のヴィリカチオン Stockheim を荒らしたことが報じられている⁽²⁶⁾。そして、まさにこうした動きに対抗するため、司教コンラートはヒルデスハイム司教として ははじめての大きかりな城郭建設政策を展開するのである。司教は一二二三年、故 Graf Bernhard von Wölpe の寡婦 Kunigunde から Rosenthal の小城を買いとり、そこに新しい城と聚落を建設した⁽²⁷⁾。これは明らかに五キロ東のバイネに直接対抗するための築城であった。司教はまた Ministerial Lippold von Escherde によって無断で築かれ、選挙をめぐる紛争中に破壊した Sarsfeld の城(上述)を「重い負担と出費をもって」今度は司教の城として再建した。彼はその資金を作るために、司教直領地を聖堂参事会とヒルデスハイムの富裕市民に抵当に入れていた⁽²⁸⁾。

こうして、ヒルデスハイムとバイネの対立関係は、司教がイタリアで教皇と皇帝のもとにあった一二二三年はじめには最高潮に達していたものと思われる。そして、この場合にも、彼は、ミニステリアーレンの反抗を押しつぶした時と同様、キリスト教世界最高の権威から「ラント平和の擁護者」としての特命を与えられ、その錦のみ旗によって、グンツェリンの背後にあるヴェルフエン家の動きを封ずるといふ策をとっている。両者の軍事的衝突はローゼンタールとバイネをめぐる戦われた。年代記は、司教コンラートがローゼンタールの城と「都市」を建設したことを報じた個所につづけて、司教はその購入、建設および同城の「攻囲を解くため、また都市バイネを攻め囲むため八千タレントのヒルデスハイム貨幣を支出した⁽²⁹⁾」と述べている。一二二四年のグンツェリンらの破門はこの戦争の過程でなされた。

れたに違いない。

この戦いの結果、司教は *Grafschaft Peine* に対する封主権を貰いたとみられる。というのは、グンツェリンの過去帳 (*Necrologium*) には、彼がバイネ城をグラーフシャフトおよび諸村落とともにヒルデスハイム教会にさしだしたことが記されているからだ。⁽³⁰⁾ また、こうした結果に対しては、ヴェルフェン家もこの段階においては、基本的に異を唱えることが出来なかつたらしい。一二二三年七月のハインリヒ公の遺言により、ヴェルフェン家のアロッド、レーンすべての単独相続者と指定された⁽³¹⁾ Otto von Lüneburg は司教コンラートに書簡を送り、自らのミニステリアル Burchard von Wolfenbüttel (シンツェリンの息) が司教と Graf Heinrich von Anhalt (Herzog Albrecht von Askania の後见人) に対してなした告発について償いをさせる積りだ、という意思表示を行なっている。⁽³²⁾ だが、*Grafschaft Peine* に対するヴェルフェン家の権利主張は、これで最終的に引込められたわけではない。オットーが一二三五年のマインツ帝国会議においてヒルデスハイム司教から「篡奪」しようとした「裁判権」の中には、別の地域のそれと並んでバイネのグラーフシャフトも含まれていたかもしれないが、それはともかく、コンラートによりこの時点で封主権だけは確保された同グラーフシャフトを、ヒルデスハイム司教が最終的に領国の中にくみこむためには、ブラウンシュヴァイク公との長くきびしいフェーデ (一二五三—五八年) を戦い抜かなければならなかったのである。⁽³³⁾

(1) UB. II. 64. San Germano (1223) Feb. 18. *Regesta Imperii*. V. 1447.

(2) UB. II. 61. Capua 1223 Feb. 5.

(3) UB. II. 66. o.D. (1223 März)

- (4) L. Weiland, Sächsischer Landfriede. a. a. O. S. 95. E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. a. a. O. S. 376. Regesta Imperii, V. 3889. *この書は* 任務状の動機について、マインツとマインツは異なった解釈をしてゐる。
- (5) 皇帝の十字軍出発期日を最終的に定むべきの會議は、マンゼンから Magdeburg 大司教をはじめ、Brandenburg, Zeitz, Verden 司教など多くの聖界諸侯も出席してゐたのであり、その中から特にヒルデスハイムの司教が任務を託されてゐる考慮は値うべきである。
- (6) H. Hoogeweg, Bischof Konrad II. von Hildesheim. a. a. O., S. 245 ff. E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. a. a. O., S. 377.
- (7) Schmidt, Gustav, hrsg. v., Urkundenbuch des Hochstiftes Halberstadt und seiner Bischöfe. 4Bde. Leipzig 1883-1889. I. 531, 540, 541.
- (8) E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. a. a. O. S. 375 f.
- (9) Halb. UB. I. 544. L. Weiland, Sächsischer Landfriede. a. a. O., S. 96.
- (10) UB. II. 67. oD.
- (11) *“...a quibus (scil. papa et imperatore) mandatum accepimus speciale, ut paci reformande in terra nostra cum propter iniquorum malitiam reprimeendam tum propter negotiorum crucis efficaciter promovendam impenderemus operam diligentem, auctoritate ab ipsis accepta, ut pacis turbatores animadversione debita puniremus. Cum igitur G. (uncelinus) dapifer et filii sui ac ipsorum complices pacem a principibus terre nostre ac nobilibus procuratam ausu temerario violaverunt, ipsos exigente iustitia auctoritate domini pape propter imperatoris iurisdictionis prosecutionem excommunicamus sollemniter.....”*

- (21) Hoogeweg はこの文書の年號を1111年三月と推定し、推定の根拠として Winkelmann, Kaiser Friedrich II. 1 S. 378 Anm. 1. を挙げてゐるが、その個所ではマンテンマンは破亡後の年號推定としてそのやうに記されてゐるが、明らかにホーヴツホーヴの錯誤だといふ。
- (22) Haendle, Otto, Die Dienstmannen Heinrichs des Löwen. Ein Beitrag zur Geschichte der Ministerialität. Stuttgart 1930. S. 40 ff. Meier, Rudolf, Die Domkapitel zu Goslar und Halberstadt in ihrer persönlichen Zusammensetzung im Mittelalter. Göttingen 1967. S. 230.
- (23) 斗詔(2)に關した種書大塚參照。
- (24) ハーナーが、これはオスマン朝に於いて、最初に英語を採る貴族やクリスチアンの種族の例だと推定してゐる。
- (25) R. Meier, Die Domkapitel zu Goslar. a. a. O., S. 24.
- (26) H. Goetting, Asseburg. in: Handbuch der Historische Stätten Deutschlands. II. 1969 S. 20 f.
- (27) Dungen, Otto von, Adels Herrschaft im Mittelalter. 1927. S. 8 Anm. 1.
- (28) *Annales Steyrburgenses*. MGH. SS. XVI. S. 215. Asseburger Urkundenbuch. 3Bde. 1876-1905. I. 11(1160). Berthold von Peine 年号の不明なところを補つて、1111年と推定してゐる。Assebg. UB. I. 7.
- (29) Engelke, B. Die Grafschaft Peine. in: Hannoversche Geschichtsblätter. 27. 1924. S. 7 ff.
- (30) Petke, Wolfgang. Die Grafen von Wöltingerode-Woldenber. a. a. O., S. 458. 巨魁の種族を述べ、A. K. Homburg の種族記に於いて W. Schlesinger の研究を、Bemerkungen zum Problem der westfälischen Grafschaften und Freigrafschaften. in: ders. Beiträge zur dt. Verfassungsgeschichte. 2. 1963. S. 213 ff. 年号を。
- (31) Klein Schwülper: *Annal. Steyrb.* MGH. SS. XVI. 5. 209 (1166), Leiferde: ebenda S. 213(1176), Salzgritter-
 ユンテ、クニヤム同族、マンロー、(11冊)の種族形成政策

Watenstedt: G. Bode, hrsg. v. Urkundenbuch der Stadt Goslar und der in und bei Goslar belegenen geistlichen Stiftungen. SBde. 1893-1922. I 320(1188). vgl. W. Klewitz, Territoriale Entwicklung des Bistums Hildesheim. a. a. O., S. 23.

(22) UB. I. 54, 60, 86, 111, 113

(23) これはヒトデスノイム司教の証書の証入の中じきうト Ludolf von Peine-Wolfenbüttel なる位置——メラノ、貴族封臣のノーンにノルツル——なる推測じやる。B. Engelke, Grafschaft Peine. a. a. O., S. 2.

(24) Assebg. UB. I. 27. 180. Engelke, a. a. O., S. 3.

(25) Dehnke, Peine. in: Handbuch der Historischen Stätten Deutschlands. II. 1969. S. 377.

(26) Chron. Hildesh. a. a. O., S. 859.

(27) UB. II. 90(1223), 購入価格五〇マルクと金額がその小規模なき物語也。なき(II. 709, 1214 April 24. *villa Rosendale* が現われたる。年代記は「この時建設された聚落を「都市」(*ciuitas*) とよび、それを司教が城壁で囲むた (*munivit*) といふ」*Chron. Hildesh. a. a. O., S. 861*

(28) Chron. Hildesh. a. a. O., S. 861. UB. II. 54. (um 1222?), 57(1222-25).

(29) Chron. Hildesh. a. a. O., S. 861. „*Castrum et ciuitatem Rosendal construxit et munivit, ad cuius emptionem edificatorem et obsidionis liberationem nec non ad Peyne ciuitatis obsidionem expendit moneta Hildensensis octo milia talentorum.*“

(30) W. Klewitz, Territoriale Entwicklung des Bistums Hildesheim. a. a. O., S. 43.

(31) Ong. Guelf. IV 98

(32) Orig. Guelf. IV. 98. E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. 1. S. 378 Anm. 1. Hoogeweg はこの日付のない書簡を一二二三年としてゐるが、前註(12)と同じ理由で少なくとも一二二四年以降にしなければならぬ。

(33) A. Bertram, Geschichte des Bistums Hildesheim. a. a. O., S. 276 ff. E. Frh. v. Uslar-Gleichen, Die Asseburg und die Fehde Herzogs Albrecht I. von Braunschweig gegen das Wolfenbüttel-Asseburgische Geschlecht. in: Hannov. Ges. Bl. 1. 1898 S. 9-12.

三 ホムブルク家をめぐるフェーデと領国の西境

一二二六年の春から夏にかけて、コンラートは再びヒルデスハイムの司教区をあとにし、イタリアの皇帝フリードリヒ二世のもとにおいて、十字軍勸奨者として重要な任務に従事した。⁽¹⁾七月十一日、Borgo S. Domino の大聖堂において、皇帝、聖俗諸侯、学者、市民多数の前でロンバルディア諸都市とその同盟者に対する破門と聖務停止(Interdikt)を宣言したのもコンラートであった。⁽²⁾

コンラートの活動と功績に対して、皇帝はもろもろの恩寵をもって報いた。前年の半ば頃から、都市ゴスラーの諸教会に対する司教管轄権をめぐる、マインツ大司教との間で続けられていた争いを、教皇の特使ポルト司教コンラートの確認に基づき、皇帝は、ヒルデスハイム司教に有利な判定をもって終結した。⁽³⁾ミニステリアル⁽⁴⁾Ernstからの世襲内膳官職(*officium dapiferatus*)の買上げ(銀一五〇マルクとニブファントのヒルデスハイム貨)を皇帝は確認し、同アムトが今後何びとにも授封されることのないように定めた。⁽⁴⁾皇帝はまた、ヒルデスハイム教会に対する *Spolienrecht*

を恩寵的に放棄し、同教会の家政役人やミニステリアーレンにも、同時に特別のマンダートを発し、司教の死後、その勳産、家財を持ち去るという悪習 (*prava et detestandum consuetudinem*) を禁止した。⁽⁶⁾そして、皇帝はさらに、司教コンラートの功績を多として、彼とその教会がレーンとして与えているフォークタイを、買収その他の手段でとり戻すことの許可を与えた。⁽⁶⁾コンラートは、後で述べるように、⁽⁷⁾イタリアから帰った直後に Dietrich von Daptau から Hohenhameln のフォークタイを買いとる仕事に着手しており、それはこの時の勅許獲得の直接の狙いがどこにあったかを暗示している。

ところで、この第二回イタリア滞在に際しても、コンラートはヒルデスハイムに対する最大の脅威ヴェルフェン家の動きを皇帝の権威によって抑えておくことを怠らなかつた。すなわち、皇帝は「ザクセン公」ハインリヒにバルマから親書を送り、司教コンラートの十字軍勸奨活動中に彼を苦しめるものあらば、司教の要請あるたびに、その者から皇帝の権威によって追放するように委託している。⁽⁸⁾ Hoogeweg は、このマンダートを、年時不明の司教コンラートによる破門者リスト⁽⁹⁾と関連づけ、破門者たちの中に *molestatores* (禍をなすものたち) を見ようとしているが、この解釈は恣意的に過ぎるというべきだろう。むしろ、この当時は、前述ゴスラーの司教管轄権をめぐる争いがこじれていたほか、ヒルデスハイム司教領国の西の境界領域全体が、いわゆる Homburger Fehde の渦中にまきこまれるという不穏な状態にあったのである。

ヴェーザーリライネ間の地方は、ハインリヒ獅子公の失脚いらい、文字通り群雄割拠の様相を呈していた。⁽¹⁰⁾そこでは、ヴェーザー上流への進出をはかるヴェルフェン家に支持された Herren von Homburg⁽¹¹⁾を台風の目として、反ヴ

ヘルフェンの急先鋒 Grafen von Everstein らの諸豪連合との間の対抗関係は公然たるフェーデにまで展開していた。そこで、皇帝フリードリヒ二世は、司教コンラートの願いにより、このフェーデの調停をヴェルフェン家の「公」に託したのである。そのことをわれわれは、皇帝が Woldenberg 伯兄弟にあてた別のマンダートから知ることができる⁽¹²⁾。皇帝は、ヒルデスハイム司教管区内において最も有力で、また司教と最も友好的な Woldenberg 伯に対し、フェーデの鎮静のために「ブラウンシュヴァイク公」を援助するよう命じている。すなわち、皇帝は、Bodo von Homburg に対する Graf Bernhard von Spiegelberg (Poppenburg), Konrad von Hohenbüchen, Gieseler von Eitzum のフェーデが大きな惨禍を招き、十字軍の事業を遅延させ、「とりわけ、わが親愛なる侯、ヒルデスハイム司教の土地と人民を」掠奪の苦しみにさらしている、と述べ、両派の調停を「ブラウンシュヴァイク公」に託したことを指摘した。うち、Woldenberg 伯兄弟に対し、公を援助し、要請に備えて出軍の用意をしておくよう (*ad requisitionem ducis predicti continuo estote parati armis cum eo contra quos*) 指示している。また、皇帝は同じ日付で、フェーデの両当事者に対しても、戦争を中止し、公の裁定にしたがえ、という趣旨の命令を発している⁽¹³⁾。

フェーデがこの段階でどのように経過したかは不明である。後の結果からみて、戦局が Homburg 側に有利に展開したことは明らかだが、果たして Woldenberg 伯らの軍事介入があったのか否かを知る手懸りはない⁽¹⁴⁾。ただ、フェーデの経過全体を通じて、ヒルデスハイム司教は、ラント平和の守護者、十字軍勸奨者の名分をかかげつつ、実際にはこの乱世にふさわしい Fealpolitiker の面目を示し、司教領国の西境を固めるのに、司教に近い諸豪族を犠牲にしたり、「封建的」信義を破ることも辞さなかったことは確かである。だが、それを述べるためには、フェーデの推移

そのものから少々脇にそれて、一つの、それ自体極めて重要な事実にふれておかなければならない。

一二二七年はヴェルフエン家にとって、まことに危機的な年であった。同年四月二八日、ハインリヒ獅子公の長子として動乱の生涯を送った「公」Heinrich von Braunschweig (ライン宮廷伯) が死ぬ⁽¹⁵⁾。加えて、「子供」と渾名された若きヴェルフエン家の当主 Otto von Lüneburg は叔父デンマーク王のために軍事援助にのりだし、かえって北ドイツ諸侯、諸都市の連合軍によって捕虜になってしまふ(七月二日)⁽¹⁶⁾。折から、ヴェルフエン家の遺領相続権を主張して、シュタウフェン家の国王ハインリヒ七世とヴィッテルスバッハ家のバイエルン公ルートヴィヒとがゴスラーに兵を進め、ヴェルフエン家のミニステリアールンまでそれと通ずる状態のなかで、ブラウンシュヴァイクの市民のみが終始オットーのために「首都」を守り通して⁽¹⁷⁾いた。このような情況のもとで、ヒルデスハイム司教コンラートは、意識的に静観の態度をとっているが⁽¹⁸⁾、ちょうどその頃、彼は Woldenberg 伯をすっかり自己の味方に繋ぎとめるという極めて重要な政治的成果をおさめたのである。

一二二六年ないしは一二二七年の七月十日、Grafen von Werder 家に属する唯一の俗人 Graf Lüdiger が没する⁽¹⁹⁾。Werder 家は Ambergau を中心として、ヒルデスハイム司教区の南部に少なからざる所領、諸権利をもつ家柄であった。そのアロッドはなお存命の Moritzstift 院長コンラートに継承されたが、この機会に、司教はリュディガーに与えていたもう一つのレーンを、若干の例外を留保した上で、Graf Hermann (I.) von Woldenbergs に授封した⁽²⁰⁾。与えられたレーンは „bona, que...Ludegherus...de manu nostra tenebat in feodo“ と一括されているので内容は分らないが、除外物件の第一は Poppenburg 城。司教はこれについて、「余は同城におけるいかなる権利もレーンも伯リュディガー

ーに認めなかったし、また伯ヘルマンにも認めるものではない」と述べている。つまり、早くから Grafen von Poppenburg-Spiegelberg が司教のレーンとして手中にしていたこの重要な城の少なくとも一部に対し、ヴェルター伯は事実上レーン類似の権利を行使していたのであり、司教はいまやそれを自己のもとに直接留保することになった。そして、第二、第三の留保物件の後ろに、⁽²²⁾第四のそれとして、Lüdiger の弟 Propst Konrad von Moritzstift を經由して Bernhard von Spiegelberg に与えられていたアフターレーンが挙げられていることを考えあわせるならば、司教がこの時、Poppenburg 城に関する Spiegelberg-Werder の権利部分を召しあげていると考えて、ほぼ間違いないであろう。のちに、司教はその晩年に「Poppenburg を通過するものの危険と負担 (*periculum et gravamen*) に鑑みて、その城の一部を二二〇ブントで、また小塔を一〇ブントで買取り、ほぼ一〇〇ブントの出費をもって業務場、⁽²³⁾づきの (*cum officinis*) 強固な住居をつくり、旅人の苦しみの種となる新たな徴税所 (*nova telonia*) の設置を許さなかった。」(傍点引用者)。司教に対する売り手は明示されていないが、それは十三世紀の三〇—四〇年代に同城で証書を発行している Graf Wedekind von Poppenburg のほかに考えられない。司教は、こうして封臣の手から解放した城を、いまや隸屬身分 (*servi*) の Bodo von Hren に管理させる。彼は一二四六年 *advocatus episcopi in Poppenburch* として文書に現われるのである。⁽²³⁾

ところで、司教は右のような留保を除いて、ヴェルター伯の手中にあった司教レーンをすべて Graf Hermann von Woldenbergen に与えた。そしてヘルマンは、「このレーンに対して特に」今後、司教およびその後継者の *legimus stue über homo* になり、司教によって「悪しき⁽²⁴⁾に処遇される限り」皇帝を除くすべての人に対抗して臣下の忠誠をつ

くすことを誓った。⁽²⁶⁾ Woldenberg 伯家は、ヒルデスハイム司教区内に本拠をかまえる諸豪族の中で最有力だったばかりか、帝国都市ゴスラーを含むハルトツ西北部一帯に広大な勢力を張るこの地方最大の政治勢力であった。しかも同家のヴェルフエン家に対する関係は、十二世紀末にみられたほど親密ではなかったにせよ、決して疎遠ではなかった。⁽²⁷⁾ そこで、司教はまさにブラウンシュヴァイクの情勢がヴェルフエン家にとって前途暗澹たるを想わせるこの時期に、ヴェルター伯の司教レーンを——それがかなり大きなものだったことは、ヘルマンが「このレーンに対して特に」臣従を誓っている点からも窺いうる——あえて遠い姻戚関係の⁽²⁸⁾ Woldenberg 伯に与え、はじめて同家を明示的に司教領国と結びつけたのである。ドイツでは耳なれぬ *homo legius* なる語を用いることにより、ほかならぬヒルデスハイム司教が皇帝につぐ最優位の主君たることが表現された。⁽²⁹⁾ この封建関係の締結は、伯にとっても、むしろ不利益ではなかったが、どちらかといえば、司教にとってのより大きな政治的成果であったことは否めない。

さて、脇道から Homburger Felde の本題にもどって。フェーデの新展開の過程で、右にのべた封建関係から生ずる援助義務を破ったのは司教の方であった。一二二八年、フェーデの中心人物 Bodo von Homburg が Graten von Everstein によって暗殺されるという事件が起った。司教は事件に介入し、両者を仲裁して、同年七月九日、Everstein 伯側に重い贖罪の義務を課した。⁽³⁰⁾ それは、死者の霊を慰めるためのおびただしい宗教的義務、被害者側の怨みを鎮めるための諸行為、下手人たちの一年間追放、騎士一名の聖地への派遣、等々をふくむ酷しいものだが、所領、封建関係などについては特別の変更を含まず、「ボドが死去の時点において、領有せる所領は、その息たちが伯らの反対なしに平穏安泰に領有すべき」ことが定められている。フェーデの軍事状勢がボドの側に傾いていたとみられるだけに、

暗殺事件の裁定としては加害者側にきびしいのが当然のこととはいえ、そこからは専ら Homburg 側に有利な結果が生じたであらうことは疑いない。

恐らく、Bodo von Homburg の暗殺につづくこの司教のフェーデ介入過程に関連して書かれたと思われる Graf Hermann von Woldenberg の書状がある⁽³¹⁾。それは、ヒルデスハイムのミニステリアーレンに宛てたいわば訴えであって、情況の切迫感をよく示している。その中で伯は、自分の *soceri* (義父・兄弟を含む) Grafen von Everstein のために、自ら司教をおとすれ、「われらの友誼を恃んで、(司教が)彼らに武力をふるわないよう、また、われを通じて彼らが(司教に)贖罪することによりその恩寵を再びうるよう嘆願したが、ああ！何の役にもたなかつた」と書⁽³²⁾く。それどころか、司教は Woldenberg 伯兄弟と Everstein 伯に属する *proprietatem Emme* を暴力によって、「まさにわれらから奪わんとし」ており、Everstein 伯家の一人を「同所に軍隊をもって攻め囲まんとしている」というのである⁽³³⁾。

司教の攻撃は実際に行なわれた。ヒルデスハイム年代記は、司教が「都市 Emma を攻囲して占領し、占領地を破壊した」⁽³⁵⁾、と記している。ライネ沿いのこの重要な「都市」に対する司教の破壊がいかに徹底的であったかは、その後、同地が住む人なく放棄されたことから知りうる。これは、最も重大な「平和の破壊者」に対する懲罰手段としても余りに苛酷である。また、Everstein 伯家のあるものが、恐らく、司教に対する最も有力な仲介者たる Woldenberg 伯のとりなしの努力に期待しつつ、同伯の「都市」に待機していたと思われるだけに、司教の真の狙いは、暗殺者の懲罰というより、エムナの破壊そのものにあつたとみななければなるまい。彼は、領国の支柱ともいうべき Winzenburg

城と Grafen von Spiegelberg からレーン権を召しあげたばかりの Poppenburg 城との中間に位置する要衝エムナを破壊することによって、ライネ川を領国の西の安定的境界たらしめようという意図をはっきり表明したのである。

ライネ川以西の地域は、教会行政的にはヒルデスハイム司教の管轄下にあったが、それを司教は世俗的領国関係の点では、はっきり Herren von Homburg の支配にゆだねた。フエーデののち Bertold und Heinrich von Homburg 兄弟は Spiegelberg 城で証書を発行して⁽³⁶⁾ Herren von Hohenbichen もライネ左岸の本領地との関係を断たれ、むしろ他の地域で多く文書に現われている⁽³⁷⁾。つまり、Homburger Echde を経て、ライネ左岸の地域は、ほぼ全体としてホムブルク家の領国にくみこまれたのであり、いまや、ライネ川が同領国とヒルデスハイム司教領国の境界線になったのである。一二二九年と一二四一年の二つの文書がこのことを象徴的に示している。前者において、司教はホムブルク家の人々の願により、故ボドの魂の平安のために、同家の Hauskloster Kennade に、司教レーンから五フーフエを寄進したが、司教に対するホムブルク家当主のレーン放棄は、Greene 近くのライネ川の橋で行なわれた⁽³⁸⁾。また、一二四一年には、ゴスラーの Neuwerk 修道院に対する十分一税徴集権の売却がなされたが、それは Bertold von Homburg と司教の camerarius Ludolf との会談 (placitum) において、しかも „inter Empnam et Ledhen super ripam Laine apud pontem“ (エムナとレデン間のライネ川橋上で) なされたのである⁽³⁹⁾。

(1) H. Hoogeweg: Bischof Konrad II. von Hildesheim als Reichsfürst. a. a. O., S. 251 ff.

(2) E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. a. a. O., I. S. 297f. Anm. 1. 2.

(3) 争うにふんじざ Goslar UB. I. 453-457, 461. 教皇特使の押定にふんじざ Goslar. UB. I. 460, 461. 皇帝ノリーニ

- S. 1-168, 1881. S. 1-38 はもかかわらば、不明の部分が多い。
- (32) UB. II. 179. Borgo s. Domino 1226 Juli 6.
- (33) UB. II. 180. 181. Borgo s. Domino 1226 Juli 6. 両者はほとんど同文である。なせ、フエーナの当事者中に Everstein 伯の名が出ているのは、彼がフエーナのこの段階までの圏外にいたというより、皇帝の諸文書が専らヒルデスハイムの利害に基づいて発せられたことによると思われる。
- (34) G. Bode, Die Herrschaft Hohenbüchen und ihre Besitzer. Eine geschichtliche und familiengeschichtliche Studie. in: Jb. Braunschw. Ges. V. 6. 1907, S. 79-158. 7. 1908. S. 22-79. 44' のやうに Hohenbüchen 城を Wohldenberg 伯の手中にあらせりしかる (Goslar. UB. I. 606, II. 43. auch Petke, S. 568, Regesten Nr. 12. 13) 伯はフエーナに軍事介入し城を確保した可能性を指摘しているが、W. Petke, Die Grafen von Wöltingerde-Wohldenberg. a. a. O., S. 377. 423 44' の可能性を否定し、同城は Ulrich von Hohenbüchen がマンツェン人に対する戦争のためマンツェンに奪われし跡 (一二四一年) Wohldenberg 伯に入質したのを推測し、その根拠として H. Dobbertin, Niedersachsen und Schleswig-Holsteiner im deutschen Osten im 13. Jahrhundert. in: Norddeutsche Familienkunde 14. 1965 S. 49-60 をあげている。
- (35) 一橋大学蔵の書にドイツ皇 L. v. Heinemann, Heinrich von Braunschweig, Pfalzgraf bei Rhein. Ein Beitrag zur Geschichte des staufischen Zeitalters. 1882. Ders. Die welfischen Territorien seit dem Sturze Heinrichs des Löwen bis zur Gründung des Herzogtums Braunschweig-Lüneburg. Diss. Leipzig 1882 を参照。
- (36) E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. 1. a. a. O., S. 506.
- (37) E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. 1. a. a. O., S. 503-509.

(18) 国王ハインリヒ七世のロスラー滞在中に、コンラートは一度もそのホーンに顔を現わしてゐない。Goslar. UB. I. 484-489. ロスラーの司教管轄権をめぐる争いがコンラートに有利な解決をみた直後だけに、これは、かなり意識的な態度表明と解釈しなければならぬ。

(19) W. Petke, Die Grafen von Wöltingerode-Woldenberg. a. a. O., S. 45f. 378.

(20) UB. II. 237. 1227 August 16.

(21) ホッペンホルツ城と同伯の歴史については、Hartmann, Wilhelm, Die Grafen von Poppenburg-Spiegelberg. Ihr Archiv, ihre Genealogie und ihre Siegel. in: NdsSachs. Jb. f. d. Landesges. 18. 1941 S. 117-191 以下、なかむらた不明の点が多い。皇帝ハインリヒ三世、四世の証書 UB. I. 82 (1049), 103 (1062), 111 (1068), 113 (1069) から「J.P.」や「國王の森林高権を含む王領であった」とは明瞭だが、築城事情は分らない。Hartmann 十一二二二年といふ comes *Albert de Poppenburg* が初出するところから、既に城が存在してゐたものと考へてゐるが (S. 148) 、『それは単純な推論が許されなう』といふべきであらう。Last, Martin, Burgen des 11. und frühen 12. Jahrhunderts in Niedersachsen. in: Protokoll über die Arbeitstagung von 10-13. X. 1972 des Konstanzer Arbeitskreis. S. 53-68.

(22) 第二はリヒティガの寡婦に与えられる「*Wigdinge*」といはれる権利、第三は Dalenhusen 及 Waldenberch の新開地十分一税で、それは教会に留保される。

(23) *Chron. Huld. a. a. O.*, S. 861. なき、この記事に対応する文書が UB. II. 25 にある。それによると司教はホッペンホルツ城を（一部とは書かれてゐない）二〇〇マルクで買取つたことになつてゐる。証書集の編者はこれを一二二二—一二二七年と年時推定してゐるが、これは後代の書式集から採られた文書であつて、年代記にまゐる史料的价值をもつものは考へられない。また、Hoogeweg の年時推定は全く根拠薄弱である。

- (24) UB. II. 293(1230), 595 (1240), 807, 808 (1248). 一方、司教の方は「一二四一年をはじめとして、それ以後しばらくはマインントゥに証書を発行してゐる。UB. II. 634, 643, 657, 663, 665, 666, 677, 678, 685, 689, 717, 763.
- (25) UB. II. 753. 1246 April 15. Bodo von Iten は「一二四一年三月二八日の司教証書にマインントゥの全騎士たち (*omnes milites de P.*) と共に現はれてゐる。この同姓またはマインントゥ伯との關係にまつて疑をさせてゐる。UB. II. 629, 637, 639, 641, 717.
- (26) „*Et pro hoc feodo specialiter iuravit dictus comes Hermannus et promisit, quod erit denucpus ligius siue liber homo noster et successorum nostrorum et quod assistet nobis et successoribus nostris……contra omnem hominem excepto imperio et quod nunquam nobis……dedicet hanc servitii et fidelitatis securitatem, nisi adeo male a nobis……tractetur, quod merito eam servare non debeat neque possit et hoc coram capitulo, vasallis et ministerialibus ecclesie nostre fecerit manifestum et de hoc emendationem aliquam non possit optinere.*” (UB. II. S. 103).
- (27) W. Patke, Die Grafen von Woltingerde-Woldenberg. a. a. O., S. 319 ff. 332 ff.
- (28) ebenda S. 62.
- (29) Vgl. Mittels, Heinrich, Lehnrecht und Staatsgewalt. Weimar 1933. S. 556 ff. など、*salva-regis* 条項は「まさしく Woldenberg 伯が諸シラーノンシャントを帝国から直接受封してゐたことに基づいてゐるが、この時、国王がロスマーにあり、同日付けたロスマンの弟ハインリッヒの「シター会修道院 Walkenried のフヘータインを与へる」という情況に對する將威の働が「つたただひら。W. Henemann. a. a. O., S. 378 f. Goslar. UB. I. 484.
- (30) UB. II. 235 この証書自体は一二二七年の日付をまつてあり、証書集の編者もそれに従つてゐるが、正しくはそれが一二二八年七月九日であること、H. Dürre, Homburg. a. a. O., S. 24. W. Patke, Woldenberg. a. a. O., S. 379. Anm.

330. 古澤通正の『西のなつと』。
- (74) UB. II. 208. W. Petke, Wohldenberg a. a. O., S. 379.
- (75) Graf Hermann von Wohldenberg の歿したる Graf Albrecht (III) von Everstein の歿したる。W. Petke, Wohldenberg, a. a. O., S. 77 ff.
- (76) „*Universitati vestrae notum facimus, nos personaliter amicis nostris assumitis dominum episcopum adisse eumque pro nostris sociis……debito supplicasse, ne vim eis inferret, sed per nos gratiam suam satisfaciendo relaberent, in quo haec nichil proficimus*“. UB. II. 208 S. 88.
- (77) Emme の麓に於て 今田の Gronau なる所を以て其の Hartmann, Wilhelm, Ortsnamen und Siedlungsgeschichte im Land zwischen Hildesheimer Wald und Ith. in: Alt-Hildesheim 16. 1937. S. 3-8. の所載所有地は元來 Grafen von Werder に屬して居り。Dietrich von Werder なる von Emme を各乗つて居りたるを知るなり。W. Petke, Wohldenberg. a. a. O., S. 380 Anm. 333. したるは『ハルスマー伯のノルムル』に於て Wohldenberger に相繼ぎて居りたるをわけて居り。
- (78) Chron. Hildesh. a. a. O., S. 861: *Emmann civitatem obsidens cepit et captivam destruxit.*
- (79) UB. II. 516 Spiegelberg 1238 Nov. 21.
- (80) G. Bode, Herrschaft Hohenbüchen. a. a. O., S. 104 f.
- (81) UB. II. 275 (1229). G. Schnath, Everstein, Homburg und Spiegelberg. a. a. O., S. 21.
- (82) Goslar. UB. I. 581. 1241 März 28. ハルスマー伯に於て魔所となつた。証書集の編者ホーネはこれを現在に Banlein に近らむるに於て推定して居り。

四 デーベナウ家およびローデン伯家からの所領、諸権利の獲得

Homburger Fohde につづく一二三〇年代は、コンラートにより、ヒルデスハイム司教領国を北にむかって固めるための努力が一貫して行なわれた時期である。それは、通婚によって互いに親族関係にある二つの貴族、Edelherren von Depenau および Grafen von Roden (Lauenrode) から、城やフォークタイやグラーフシャフトを買いとる、または買い戻す「交渉」の形で追求された。

前に述べたように⁽¹⁾、コンラートは一二二六年のイタリア滞在の際に、皇帝フリードリヒ二世から、フォークタイを買収その他の手段でとり戻す許可を与えられた。教会イムニテート権域の人と土地に対する保護り支配権であるフォークタイは、それを教会から与えられている俗人領主にとっては、自己の領域支配形成のための重要な要素であったが、そのことは、教会の側からすれば、フォークタイの解消がその領国形成の努力に際して決定的に重要であったことを意味する⁽²⁾。ヒルデスハイムにおいても、したがって、さきに一一八〇年、聖堂参事会が皇帝フリードリヒ一世の勅許を得ていらい、歴代の司教によるフォークタイ解消(Entvogtung)の努力が続けられ、十三世紀はじめまでには、すでにかなりの進展がみられていた⁽³⁾。このような段階でコンラートが獲得した皇帝の勅許は、フォークタイ解消の一般的要請から発したというより、この時点における特殊な狙いと結びついていと解釈した方がよいだろう。事実、司教はイタリアから帰還後、ただちに Dietrich von Depenau から Hohenhameln のフォークタイを買いとる仕事に着手している。

同年十月二十三日、ヒルデスハイムのラウレンティウス礼拝堂で、司教はこれについての証書を交付した。それによくと貴族 (*vir nobilis*) Dietrich von Depenau は、Hohenhameln の Archidiaconat (教会監督⁽⁴⁾) のフォークタイを司教からレーンとして与えられてゐると申し立ててゐた (*sibi dicebat*) が、Archidiacon Johann⁽⁵⁾ から十一マルクの補償を得て、彼が主張してゐた (*veniebat*) または追求してゐた (*competebat*) 権利のすべてを司教に放棄した⁽⁶⁾。これが一つの争いの結着であることは言葉のはしはしから明らかである。コンラートの年時不明の破門者リストの中には、*"Tidencus liber de Dependence excommunicatus pro multis causis"* が含まれてゐ、彼がいろいろな問題で司教と争つたことを示してゐる⁽⁷⁾。そして、この一見些細な争いの結着が、小さからぬ意味をもつてゐたことは、聖堂参事会員全員 (*omnes canonici Hildensemenses*) を含む証人の筆頭に、さきに引退して五年以上にもなる前司教ジークフリートがわざわざ引張り出されてゐることから充分うかがいうる。司教は、Hohenhameln, Egnord, Clauen, Soßmar 四教⁽⁸⁾区を含むこの Archidiaconat についての権利関係を調整する過程で、Hohenhameln のフォークタイそのものの買収工作を進めたものと思われる。翌一二二七年の夏以前に、彼はそのフォークタイ (*advocatum in Honhameln*) を Dietrich von Depenau とその妻、子供たちから銀一五〇マルクと八フントの貨幣で買ひとつた⁽⁹⁾。ヒルデスハイム年代記もこの事にふれて、司教が Hohenhameln のフォークタイを「銀一七〇マルクで」買つたとのふたのち、それに續けて、また、「freie Herren Dietrich から六〇マルクの貨幣でデーペナウ城の所有権 (*proprietalem castri Depenowe*) を買ひとつた⁽¹⁰⁾」と重要な事実を記してゐる。

デーペナウ家は、ほかに von Hotteln, von Ahnbergen とも称したが、十二世紀中葉以降はもっぱら Depenau (現

在の Burgdorf⁽¹¹⁾ の館または城によって自らを呼んだ有力貴族であった。同家は、十二世紀初頭らしいヒルデスハイム
 の *wiedominus* (司教君主代) をつとめた *Edelherren von Wassel*⁽¹²⁾ と同一家系に属し、都市ハノーファーの初期史と深
 い関係のある *Grafen von Roden* とも親族関係にあった⁽¹³⁾。デーベナウ家自身はヒルデスハイム司教聖ベルンワルドに
 よって設立された最重要の修道院 *St. Michaels* のフォークトをつとめ、恐らく同じくヒルデスハイムの *Bartholo-*
maikloster Sülte のフォークトでもあった⁽¹⁴⁾。つまり、十二世紀前半からライネ川・フーゼ川間の地域をほとんど大半
 支配していたこの三貴族は、密接な親族関係によって相互に結ばれていたものであり、一一七五年にヴァッセル家が断
 絶⁽¹⁵⁾して後は、デーベナウ、ローデン両家がこの地域の政治的力関係を決定する勢力だったわけである。したがって、
 ヒルデスハイム司教の領国形成政策が——もちろん、ヴェルフェン家のそれもまた——この両貴族に集中的にむけら
 れたのは当然であり、司教が *Hohenhameln* のフォークタイにつづいてデーベナウ家の本拠を獲得したことは、ヒル
 デスハイムにとって極めて大きな意義をもつ出来事であった。同家がある後、もろもろの所領を *Godhardikloster*
 その他の修道院に相ついで売却していること(後述)を考えあわせるならば、司教がデーベナウの手中にあるフォ
 クタイを取得するために、特に皇帝の勅許を得たことの真意もおのずから明らかになるであろうというものである。

デーベナウ城の買収がいつ行なわれたのかを伝える直接の史料はない。ただ、デーベナウ家の場合、——*Spiegel-*
Berg-Poppenburg 伯家や *Hohenbüchen* 家の場合と同様⁽¹⁶⁾——家名の元になっている本城を含む所領、諸権利の連続的
 売却は、プロイセン地方への十字軍・植民、ドイツ騎士団国家形成の過程と結びついた「東方への転出」を契機とし
 ており、その関連を考慮に入れることによって、城の売却時期をだいたい割り出すことができる。すなわち *Dietrich*

von Depenau は、恐らく十字軍勸奨者即ち司教コンラートの働きかけの結果、Kreuzfahrer (十字軍参加者)として妻子ともども西プロイセンへ転出し、一二三六年、Marienwerder 近くに Klein-Quedin 城 (今日の Tickenau) を含む三〇〇フーフエをレーンとして与えられている⁽¹⁷⁾。ディートリヒは、この城を後にディーペナウ (Dypenow) と改名する。この事実からして、Dietrich がザクセンのハイマートで本城を処分したのは、彼が Hohenhameln のフォークタイを司教に売却して、自らの領域支配形成を断念した一二二七年から一二三六年までの間であった、とみて誤りはないだろう。

さて、一二二七年に司教が買った、*advocacia in Honhamelen* とは何か、という問題がまだ残っている。これは、もちろん避けて通ることのできない問題であるが、実は、いったんそこに首をつっこんだら最期、まともな生還は期待できないほど複雑で大きな問題複合への、それは危険な入口なのである。というのは、この「フォークタイ」の在所とされているホーエンハメルンは、司教がこれにひきつづいてローデン伯から六年がかりで買った(後述)いわゆる「小グラーフシャフト」(*conicia minor*) の中心聚落でもある、と考⁽¹⁸⁾えられており、そうした関連を通じて、それはあの Gratschaft, Freigratschaft, Gogratschaft をめぐる泥沼のような論争につながっていかざるをえないからである。こうした問題複合とまともに取り組むには、本稿はふさわしい場所ではない。したがって、ここでは、司教コンラートの領国形成政策をその輪郭において知ろうとする上で最低必要とされる限りに関して問題を取り扱うにとどめたい。

ディーペナウの手中にあったフォークタイが、司教の直領地に対する保護支配権という狭義のそれではなかったことは、

ホーエンハメルンに司教の *villatico* ないしは所領管理所としての *curia* が検出されないこと⁽¹⁹⁾ にもかかわらず、一五〇ないし一七〇マルクの買収金額は、それが少なからざる権益であることを物語っている、という両面から明らかである。同村およびその周辺の所領関係はまだ充分明らかではないが、そこには司教座聖堂をはじめヒルデスハイムの諸修道院、Grafen von Wölpe, Grafen von Woldenberg, Edelherren von Depenau, von Dorstadt, von Hessen, Ministerialen von Hameln, von Ohlum, von Lutern, von Hüddessum, von Wedtenstedt, von Harsleben, von Saldern, von Schwicheldt などの所領が検出される⁽²⁰⁾。その中には、諸領主の自由世襲地も存在したではあろうが、やはり大部分は司教のレーンだったよう⁽²¹⁾だ。したがって、デーベナウの手中にあった保護支配権は、そうした知行地を含む司教のイムニテート権域に広く及んでいたものと考えるのが最も常識的だし自然だろう。しかも、ホーエンハメルンはアルヒデアコナートの在所として教会行政上の中心だったのみならず、世俗生活の面でも広く周辺諸村落の中心をなしていたのである。

村のはずれにある „Gowiese“ では、十四世紀前半に „Gogericht“ が開催された⁽²²⁾。当時、このゲリヒトの管轄は Hohenhameln, Bekum, Equord, Sobmar, Bierbergen, Mehrum, Ohlum, Schwicheldt と、ハインネの耕地部分に及んでいた⁽²³⁾。十五世紀以降の史料は、同じく „Gowiese“ で開かれる „Freiding“⁽²⁴⁾ について詳細な知識を与えてくれる。この Freiding に属する „Freigut“ は、Hohenhameln, Mehrum, Schlipper (wüst), Clauen, Sobmar, Groß- und Klein-Förste, Groß- und Klein-Soischen, Rötzum, Equord, Ohlum, Bekum, Stedum, Ahnbergen, Bierbergen, Adenstedt, Groß-Bülten, Rosenthal, Eilstringen (wüst), Oedelum, Schwicheldt の村々に分布していた⁽²⁵⁾。また、この村には Hämelerwald

に入会権をもつ人々の „Holzgericht“ が開かれた⁽²⁶⁾。さらに、ラントの地方行政組織としてのアムト制が完成した後の史料では、アムト・バイネの下部組織として、八村を含む Vogtei Hohenhameln が現われる⁽²⁷⁾。エンゲルケは、アムトの下部組織としてのこのフォークタイを、一二二七年の „advocacia in Honhameln“ と「関連させたい」、と述べているが⁽²⁸⁾、これは彼の研究全体を貫く手軽な短絡方法の現れの一つであって、Vogtei なる多義的用語の共通性がい一切の根拠を欠ききめつけにすぎない。したがって、以上の観察の後にも、われわれは „advocacia“ のひろがりを確認することはできないのだが、さしあたって、それはホーエンハメルンを中心とする周辺諸村落に及び(つまり、一村に限られるのではない)、司教のイムニテート権域に対する保護支配権を内容とするものだったと考えておきたい。

さて、Dietrich von Depenau からホーエンハメルンのフォークタイを買収したヒルデスハイム司教は、つづいて、同じ地域を内包するグラーフシャフトを、もう一人の有力貴族 Graf Konrad von Roden(Lauenrode) から獲得するための工作にかかる。

一二三〇年六月二日、司教コンラートは *comiti Conrado de Lauenrode* に対し、つぎのような条件で五〇ブアントのヒルデスハイム貨幣を供与した (*prestimus*)⁽²⁹⁾。すなわち、伯および伯側の騎士 (*milites*) 五人が、司教および司教のミニステリアール五人に對し誓いをたて、伯は小グラーフシャフト (*comitiam minuscom*) を司教ならびにその後継者がいの何びとに對しても入質 (*obligabit*)、授封 (*in feodo prestatib*)、売却 (*vendet*) しないことを約束する。もし、伯がグラーフシャフトをヒルデスハイム教会から、疎外しようとするならば、それは教会にハイムファルする (*vacabit nobis*)。伯は翌年の聖ヤコブの日(七月二五日)までに金を返済すべきであるが、返済なき場合は、グラーフ

シャフトは保証物として押えられ (*habebimus dictam comitiam ex tunc in antea in pignore*)、金額は一〇〇ブントまで高められる。伯がそのグラーフシャフトを教会に売却しようとする時は、金額の評価はその時に任命されているであろう教会側管理者が行なう。その間に伯が死去した場合は、教会にハイムファルする。

ローデン伯がいかなる事情の故にこの不利な質契約を結ばなければならなかったのかはよく分らない。前にのべた司教コントラートの破門者リストには、ラウエンローデ伯コントラートとその息たちものっており、「聖堂参事会に対する度重なる争訟、われらの土地の侵犯およびわれらが Lengede の犯罪者とその一味を保護せること」⁽³⁰⁾がその理由に挙げられている。しかし、ヒルデスハイムの家臣、あるいはミニステリアルと思われる Herren von Lengede については、ほとんど何も分っていないため⁽³¹⁾、そこから多くを読みとることはできない。ローデン伯は、また一二二六年ごろからミンデン司教との間で不断の紛争状態にあり、その渦中で伯コントラート自身が Wölpe 伯の城内で Dietrich Moge を殺害するという事件を起しているところから、あるいはその贖罪のための入費と関係があったのかもしれない。さらに、この地方の一般的政治情況としては、さきに捕虜となった Otto von Braunschweig-Lüneburg が、一二二九年のはじめに長い捕囚から解かれて故郷へ帰り、同年末には旧敵とも和解し、名実ともにヴェルフェン家の遺領全体の支配者になりえた⁽³³⁾、という点も指摘しておくに値いするところだろう。

さて、小グラーフシャフトの質契約からちょうど五年のうち、司教は伯との間で再びほとんど同じような質契約を結んだ。一二三五年六月一日にヒルデスハイムで作成された証書⁽³⁴⁾によれば、伯は一三〇ブントのヒルデスハイム貨を供与され、その抵当として、司教からレーンとして保有している小グラーフシャフトを (*comitiam suam minore*),

quanti de manna nostra tenet in fodo)、五年の間、前回と同じような条件で司教にされる。五年から先は、復活祭から聖ヨハネの日(六月二四日)までの間に金額が完済されないたびに一年ずつそれは保証物としておさえられるが、返済は「借金によってではなく自己の財によって」(*non de aliena sed de sua propria*)なるべきものとされる。また、前回と違うもう一つの点としては、つぎの条項が契約に加えられる。「もし、ある臣民が大グラーフシャフトから(*comitia maior*)小グラーフシャフトへ、またはその逆に移動することあらば、彼らが退去し来れるグラーフシャフトのヘルに、以前と同様、役務提供の義務を負い続けるものとする」⁽³⁵⁾。この条項は、*comitia*なるものがある、領域性をもっていること、ここでは大小の *comitia* が恐らく隣接して存在していること、しかし、両者が相互排他的な支配空間にはなっていないこと、を示すものとして注意しておくに値する。

ところで、本稿の冒頭にのべたマインツの帝国会議は、まさにこの直後に開かれる(八月十五―二十五日)。それがブラウンシュヴァイク・リュネブルク公国誕生の時であったと同時に、ヒルデスハイム司教領国の公的な存在確認の機会でもあったこと、その会議の席上、ブラウンシュヴァイク公は「裁判権を篡奪しようとした」が司教の反論の前に目的を果さなかったことはすでに指摘しておいた。⁽³⁶⁾そこで、この時に争われた *missio* とは何であったかという問題に関連して、何よりもまず、この大小グラーフシャフトが浮び上ってくるのだが、その推論にたちいる前に、しばらく、司教の同グラーフシャフト獲得政策の経過を追っておく方が便利である。

マインツの帝国会議の翌年二月、司教コンラートはラウエンローデ伯コンラートから小グラーフシャフトを三八〇ブフントのヒルデスハイム貨で買いつた。そのかわりに、司教は子供のいない伯に対し、大グラーフシャフトほか

司教からレーンとして与えられている所領のすべてを妻、兄弟、母に相続せしめることを認めた。⁽³⁷⁾ 伯による小グラーフシャフトの放棄は Forste の司教の館において、つぎの六フーフエの場合をのぞき無権利の第三者からの権利主張が出されないような配慮のもとでなされた。⁽³⁸⁾ 例外とされるのは Ellstränge⁽³⁹⁾ の四フーフエと Schwichelde の二フーフエで、それを司教は三人のミニステリアーレンに各二フーフエずつ与える。さらに、大小両グラーフシャフトの關係について、幾つかの協定がとりきめられる。すなわち、一方のグラーフシャフトから他方へ嫁していった婦人は、夫側のグラーフシャフトに属する。両グラーフシャフトに土地をもつ者は、一方の土地を手離そうとしない限り、両方のヘルに奉仕する (*utriusque domno servient*)。どちらのグラーフシャフトにも土地をもたぬ「ドイツ語で *ungehovede*⁽⁴⁰⁾ とよばれる者」(*qui dicuntur in Teuonico ungehovede*) は、契約締結時にいたグラーフシャフトにとどまる。もし、彼が一方から他方へ逃げた時は、彼のヘルが連れもどしてよい。しかし、契約締結時にエルベの彼方その他ラント外にいた者は、帰還時にどちらのグラーフシャフトにとどまるかを選ぶことができる。

この証書は、先の第二の質契約文書とも関連して、大小二つのグラーフシャフトの關係について、一つの想像をさそう。それは、この二つのグラーフシャフトが、そもそも、ヒルデスハイム司教とローデン伯とのこの交渉過程ではじめてはっきりと分割・劃定された一つの *comitia* ではなかったかという想像である。⁽⁴¹⁾ *comitia minor, comitia maior* なる名称はもちろん一二三〇年以前には見当らないし、契約締結時にラント外にいたものが帰還後に改めてどちらのグラーフシャフトに属するかをきめるという条項などは、二つの地域がかつて同一の支配権に服していたのみならず、二つの地域なるものがそもそもなかったことを示していないだろうか。

実は、このグラーフシャフトについての詳細な研究を行なったエンゲルケは、中世後期以降の諸 Freidinge の開催日の一致と相違を根拠として、Kleine Gratschaft (= Freiding zu Hohenhameln) と Gratschaft Peine (= Freiding zu Betmar) とが本来一つのグラーフシャフトであり、他方、のちの „Freien vor dem Nordwalde“, Freiding zu Klein Giesen, Gratschaft Sarstedt をよくむ GroÙe Gratschaft がもう一つのグラーフシャフトであったと断じ、さらに、それらを一〇二二年の偽文書 (!) に出でくる二つのグラーフシャフトと一氣に結びつけているのだが、⁽⁴²⁾ 右で観察した大小グラーフシャフトの関係は、どうみても、「二〇〇年の伝統を聞した境界によって分けられる二つのグラーフシャフト」というイメージとは調和しない。むしろ、エンゲルケが右の論断とは全く関係なしに行なっているつぎの指摘の方が、はるかに真実に近づいているように思われる。彼は——一切の論証ぬきではあるが——「司教はラウエンローデ伯に授封していた二つのグラーフシャフトを、自己の無制約な権力のもとに再獲得しようと試みている」と書く。そして、この企図が小グラーフシャフトについてしか成功しなかったことを指摘したのち、司教が目的の半ばで妥協せざるをえなかった事情を、「彼は両グラーフシャフトの獲得において、ブラウンシュヴァイク・リュネブルク公オットーに先を越されないために、交渉の長期化でこれ以上時を失うべきではないと思つたのだ」、⁽⁴³⁾ と説明している。

エンゲルケが右の説明の傍証として註記しているのは、マインツの帝国会議の論争を伝える年代記のあの個所だけだが、この時点におけるブラウンシュヴァイク公の領国拡大政策の方向がまさにこのローデン伯の支配領域にむけられていたことは、さらに、つぎの二つの事実からも推測されうる。その第一は、十三世紀初頭から急速な発展をはじめ

めた都市 Hannover の獲得である。ブラウンシュヴァイク公がローデン伯からそれを獲得した時と方法を示す証書は伝えられていないが、それが一二四一年以前になされていたことは、同年六月、公が都市に対して与えた証書から明らかである。⁽⁴⁴⁾ 公は都市ハノーファーの「古き法慣習」を認め、自らの都市領主としての権利を限定的に規定したが、同時に、ローデン伯の授与していたレーンはそのままの形で安堵している。また、第二の事実は、司教コンラートも伯コンラートも共にすでに亡き一二四八年、ブラウンシュヴァイク公が Graf Heinrich von Lauenrode (伯コンラートの弟) から、他の諸権利とともに大グラーフシャフトを獲得したことである。伯ハインリヒは、公オットーから毎年二〇マルクの定期金を受けとることを代償として、すべての世襲地、ミニステリアーレン、教会からのレーンを読み渡した。⁽⁴⁵⁾ ヴェルフエン家は、かようにローデン伯家の旧領をそっくり継承することによって、ハノーファーを中心とする後の領国支配の基礎をきいたのである。ヴェルフエン公家によるハノーファーと大グラーフシャフトの獲得が、同家とヒルデスハイム司教との激突をひき起したのは当然であって、数十年にわたり断続したフェーデは、一二八三年、オットー峻厳公 (Herzog Otto der Stränge) が司教に対し、都市ハノーファーの封主権を認めるといふ形で「名」を与えることによって、はじめて一つの安定的な結着に至ったのである。⁽⁴⁶⁾

右のような経過を全体として考えあわせるとき、一二三五年のマインツ帝国会議のころヒルデスハイム司教とブラウンシュヴァイク公の間で争われていた „*iurisdiction*” とは、ローデン伯の手中にあった「グラーフシャフト」ではなかったかという推測がほぼ動かし難いものになるだろう。そこで、この「グラーフシャフト」であるが、いわゆる大グラーフシャフトが年代記その他の史料に記される場合、前者は „*circa solum, quae dicitur Northwald*” (ノルトヴ

アルトと呼ばれる森林の周囲⁽⁴⁷⁾と、また後者は „*minoris comitatus Nortfolii*“ (ノルトヴァルトのわきの小グラーフシャフト⁽⁴⁸⁾)と⁽⁴⁸⁾と呼ばれていることに特別の注意を喚起したのはヘルムート・ブラート⁽⁴⁹⁾だった。ノルトヴァルトは、ヒルデスハイムから見て北に拡がる広大な森林で、かつてはハノーファーの東からバイネの西にまで及んでいたものであり、この時代にはまさに四方から開墾活動の波をかぶりつつあったが⁽⁵¹⁾、この大森林を含むグラーフシャフトこそが争いの焦点だったと思われる。この、大雑把に言ってオストファーレン西部地方一帯の伯権は、かつて十二世紀にはヒルデスハイム司教の *suedominus* ヴァッセル家の手中にあり、同家の断絶とハインリヒ獅子公の失脚後、恐らく一一八二年ごろローデン伯家に司教のレーンとして与えられたと考えられるのだが、ヴェルフエン家にとっても、このグラーフシャフトに対する封主権を主張する根拠があったことは、Lothar von Sippingenburg についての H・W・フォークト⁽⁵²⁾の研究からして明らかである。そうしてみると、司教コンラートがグラーフシャフト獲得競争における一二三〇—三六年の時点で、ノルトヴァルトの南西から北にまで及ぶ地域の帰趨はひとまず措いても、デーベナウ家から獲得したばかりのホーエンハメルンを中心とする地域の伯権 (*comitia minor*) だけは獲得を急いだとする推測は、相当の蓋然性をもって成りたつのではないだろうか。

ところで、司教コンラートによって獲得された小グラーフシャフトの領域構造が、後の *Freigratschaft Hohenhausen* と同一なのか否かという問題⁽⁵⁴⁾にはたちらないでおきたい。後にホーエンハメルンで開かれる *Gogericht* や *Freigericht* が、この *comitia minor* と何の連がりももたなかった筈はないが、その関連はまさに明らかにしなければならぬのであって、頭から直接的連続性を前提してかかれる性質のものではない。したがって、ここでも、グララー

フシャフト・バイネの場合と同様、小グラーフシャフトへの所属が明示されている場所の確認だけで、さしあたりは満足しなればならない。そうしたものとしてまず挙げられるのは、一二三六年の買収文書で司教がミニステリアーレンに二フーフエ⁽⁵⁷⁾つを与えた Estringe (wüst bei Rosenthal) と Schwicheldt。それから、ホーエンハメルンの東南にある Oedelun。すなわち、コンラートの二代後の司教ヨハンが、一二五八年同村の五フーフエをロックム修道院に売却した際、その一フーフエは „*comicia nostra minor*“ に属するとされている⁽⁵⁸⁾。そして、これがすべてである。

他方、一二三四年、三五年と相ついで Edelherr Dietrich von Depenau がゴデハルト修道院に所領を売却した際に作られた有名な証書は、ヒルデスハイム北方の *comicia* の所属関係について補足的情報を提供してくれる。すなわち、一二三四年ディートリヒは妻および二人の息子とともに、Algermissen の二フーフエを「フォークタイとすべての権利ないし収益とともに」(*cum advocacia et omni iure ac proventu eorundem*) 三〇フフントで修道院に売却したが、この権利移転は、Grafen Konrad und Heinrich von Lauenrode の前で „*in comicio*“ (タラーフェンディンクにおいて) なされた。集会開催場所、証書発行場所は述べられていないが、Algermissen の自由世襲地は明らかにローデン伯の *comicia* (恐らく *comicia maior*) に属しているわけである。一二三五年の売却は Giesen の教会と人民と土地に関するディートリヒの自由世襲権 (*hereditatem*) 全部を対象としていた (二〇二フフント)。この場合は修道院教会の聖遺物の前で金の授受がなされたのち、ディートリヒと相続人たちは「俗語でグラーフフェンディンクとよばれるコミチアにおいて」(*in comicio, quod vulgariter dicitur gredending*) 彼らの権利を放棄した。この場合も集会開催地の指摘はないが、この集会を主宰しているのは (*qui eidem presedit factio*)、ローデン伯ではなく、ヒルデスハイムの有力ミニステリアー

ル Bertold von Altemmarkt である。⁽⁵⁹⁾ つまり、Giesen はヒルデスハイム司教の *conicia* (だが恐らく *comicia minor* とは別の) に属しているのである。

こうした関連において、最後にみておかなければならないのは、同じく Edelherr Dietrich von Depenan による大きな所領売却である。デイトリヒは一二三九年九月、Depenan, Ahrbergen と並んでデーペナウ家の三大所領中心をなしていた Hottlein の全家産 (*universum patrimonium*) を三三〇プントでヒルデスハイム郊外の Bartholomäuskloster に売却する。⁽⁶⁰⁾ 代金の授受は直ちになされたようだが、⁽⁶¹⁾ 司教コンラートは翌一二四〇年五月、聖堂参事会やドームプローブストの勧めと願いにより、支払われた代金の巨額さと売買された所領の重要性にかんがみ、あらためて、慎重極まりない証書を作成しそれを「ブラウンシュヴァイク公オットー殿と余とラントの豪族たちとの間で Bettmar の森においてなされたラント集会」⁽⁶²⁾ の際に交付した。司教がブラウンシュヴァイク公と共に会談を行なうのは、マインツの帝国会議を別とすれば、一二三〇年に Berelies (Ris) で開かれたラント平和についての会議⁽⁶³⁾ くらい十年ぶりのこと。司教は、Bettmar でのラント集会——というより「国際会議」——に、デイトリヒの妻ヘレナの権利放棄証書をプロイセンからとりよせ、⁽⁶⁴⁾ それをはるはる携えてきた息 Heinrich von Depenan をして、公と司教の面前において、「両者側からの列席者多数のもとで」(*multis presentibus utroque*) 相続権を放棄させている。

コンラートがホットテルンの所領売買につき、かくも慎重にブラウンシュヴァイク公の承認をとりつけた理由は、公の側に権利主張のための直接的根拠があったため、というより、ホットテルンが公の側からも獲得目標となっているローデン伯の *conicia* (恐らく *comicia maior* と総称されたもの) の中にあったためだと思われる。同村は、ローデン伯の

comicia に属する Algermissen のすぐ西にあり、ヒルデスハイム司教はその *comicia* を、Klein Lobke および Luppenstede⁽⁵³⁾、その他のそれとともに、約三十年のちにはじめて買取るのである⁽⁵⁶⁾。つまり、司教コンラートの時にはホテルンの自由世襲領に対する伯権は、まだローデン伯の手中にあったわけで、その帰趨の未決状態から生ずるかも知れぬトラブルを、司教は、所領売買についてブラウンシュヴァイク公の政治的承認をとりつけるといふ形で防止したのである。Bettmar のラント集会においてとられたこの措置は、ゴーペナウ家領の新たな獲得にともなう領国境界の事実上の決定であった。それに較べれば、三十年後の *comicia* 買収は、いわば既成事実の単なる法的仕上げにすぎなかった。実際、買収時に伯権を手中にしていた Bruno von Gustedt の本拠はヒルデスハイムのはるか東方にあって、この地域の領域的支配とは何のかかわりもなく、恐らく彼にとつてこの伯権は、政治的意味というより一つの利権の意味しかもつていなかったのである⁽⁵⁷⁾。

(1) 本稿一六二頁。

(2) Meyer, Theodor, Fürsten und Staat, Studien zur Verfassungsgeschichte des deutschen Mittelalters. 1950 S. 1 ff. 19 ff.

(3) Flüggé, Carl, Die Vogtei im Bistum Hildesheim. Diss. Erlangen 1935. S. 55 ff. 本稿一六九頁、註(6)参照。

(4) Archidiakonats *„Ursprung“* A. Werninghoff, Verfassungsgeschichte der deutschen Kirche, a. a. O., S. 57 f. M. Erbe, Niederkirchenwesen in Ostachsen, a. a. O., S. 83 ff. Hilling, Nikolaus, Die bischöfliche Banngewalt, der Archipresbyterat und der Archidiakonats in den sächsischen Bistümern. in: Archiv für katholisches Kirchenrecht. 80.

1900, S. 80 ff. Kleinau, Hermann, Ein neuer Text des Archidiaconats-Verzeichnisses des Bistums Hildesheim. in: Braunschw. Jb. 39, 1958, S. 84 ff. を参照。なお Archidiacon がその Banngewalt をヤント裁判にやうに行使する手續が形式ながら世俗領國の裁判制度たる „gotting“ に大きな影響を与えた点は Kroeschell, Karl, Zur Entstehung der sächsischen Gogerichte. in: Festschrift für K. G. Hugelmann, 1, 1959, S. 295-313. に於いて指摘された。

- (5) Hohenhameln の監督管職をめぐらした Johann なる人物を司教ロムンラート時代の聖堂参事会員の中に探すとすれば、Johann von Berge, Johann von Brakel, Johann von Gottingen, Johann von Volcmari の四人が問題になる。そのうち von Brakel は当該文書の証人中に *Johannes celarius* として現われ、von Berge は同じく証人中に *Johannes scolasticus prepositus Bardwicensis* として現われている。ところが、残った二人の活動年代はいずれも一二六三—六五年にまで及んでいり、そこから、恐らく二六六年にはまだカノニカーではなかったと思われる。ところで、つぎに検討する翌二十七年のホーエンハメルンのフォークタイ買収証書には von Brakel が現われず、筆頭証人として *prepositus Johannes scolasticus* が現われているところから、ホーエンハメルンのアルヒディアコンは、聖堂参事会の行政管長(プローブスト)であり、後に Verden 司教区のそれをも務めた Johann von Berge とみえます。彼は Verden-Bremen 地方の貴族出身者だが、ヘルゲ家の研究がないため、このヨハンなる人物の出身家系から何らかの意味を読みとって来ることはできません。Vgl. G. Lamay, Die Standesverhältnisse des Hildesheimer Domkapitels. a. a. O., S. 46.

(6) UB. II, 193 Hildesheim 1226 Okt. 23.

(7) UB. II, 164 証書集の編者はこれを一二二六年のものと推測しているが、その根拠は弱い。ディートリヒは、一二四三年の文書に *Michaeliskloster* とある水車の権利をめぐって争っている。UB. II, 685, Poppenburg 1243 Aug. 4.

(8) H. Kleinau, Archidiaconats-Verzeichnis. a. a. O., S. 87. なお一四八一年の史料に *Haimar, Harber, Me-*

Hiltesmonim 司教ロムンラート(二世)の領國形成政策

hrun 〇 貴族の國ハノミトノコノノ權轉ニ屬シテラス。 Engelke, Bernhard, Dorf und Markt Hohenhameln. in: Nd Sächs. Jb. f. Landesges. NF. 19. 1942 S. 300.

(6) UB. II. 244 Hildesheim 1227 (vor Sept). 同半ハ氏ヲ以テ 同貴ヲ皇族ノ十等軍ヲ授ケテ Brindisi ニシテバ。 UB. II. 245, 246, 247.

(9) Chron. Hildesh. a. a. O., S. 860. ヒーヤナウ城の売買トシテ其ノ證書ヲ伝ヘラセシムラス。

(11) von Alten, Urkundliches über die Edelherrn von Depenau. in: Z. f. Hist. V. Ndsächs. 1868. S. 95. Kayser, Kurt, Politische und territoriale Entwicklung (des Landkreises Burgdorf). in: der Landkreis Burgorf. Bremen 1961 S. 10.

(21) *vicedominus* von Wassel *ウツルツツ* W. Heinemann, Bistum Hildesheim, a. a. O., S. 84 ff. 326 f. Vogt, Herbert W., Das Herzogtum Lothars von Süppingenburg, 1106-1125. Hildesheim 1959. S. 50 ff.

(2) von Alten *オノ* 作レタ家系図 (S. 96) *オノ* Plath, Helmut, Namen und Herkunft der Grafen von Roden und die Frühgeschichte der Stadt Hannover. in: Niedersächs. Jb. 33. 1961. S. 4. *オノ* *オノ* 修正補充を以テ。 *ウツルツツ* ヒーヤナウ家の断絶 (一二八三) 後、その遺領はローテン伯家に引きつがれたことだけを指摘するにとどめる。

(4) von Alten, S. 47. 96. H Plath, S. 23 f. 同家の所領分布トシテ *オノ* von Alten, S. 92. ff. *オノ* 大雑把な概観を与ヘル。

(2) Bode, Georg: Das Erbe der Edelherrn von Veckenstedt und Vicedomini von Hildesheim, Grafen von Wassel. in: Z. d. Hartz V. 1910.

(9) Dobbertin, Hans, Niedersachsen und Schleswig-Holsteiner im deutschen Osten im 13. Jahrhundert. in: Norddt. Familienkunde. 14. 1965 S. 49-60. Spiegelberg 伯家トシテ *ウツルツツ* 同部諸部「ノメン」の用吹キ男伝説の成立と家統「*ウツルツツ*

想』五八一号、一九七二)五七頁以下を参照。

- (17) Dobbertin, Hans. Ohlum, Kreis Peene. Chronik eines Dorfes der Freien vor der Nordwalde. Ohlum 1962 S. 21. von Alten 4 Dietrich von Depenan の転出時期を Herzog Otto von Braunschweig がノロヤン出兵を行った一三三八年夏と関係つけて推測しているが、まさしく誤りである。 von Alten, Edelherrn von Depenan. a. a. O., S. 70.
- (18) それに関するおびただしい文献を列举することはやめて、最近発表された一〇の優れた展覧論文 Merker, Otto, Grafenschaft, Go und Landesherrschaft. Ein Versuch über die Entwicklung früh- und hochmittelalterlicher Staatlichkeit vornehmlich in sächsischen Stammesgebiet. in: Niedersächs. Jb. 1966 S. 1-60 のまゝもちいせよ。
- (19) 今なべとを、ヒルデスハイムの証書集全六巻を通じて、そのしための人の言及は一度もなげ。ただ、ヒルデスハイムにうけて、土地台帳が一篇も採えられていないのは、この確認にも百分の信をおくことはできないが。
- (20) B. Engelke, Dorf und Markt Hohenhameln. a. a. O., S. 302. Anm. 16. ハンゲルナは同時に、このした所領を Maria-Magdalenen-Kloster への他の修道院の手に移すべく領司を擁護している。
- (21) UB. II. Nachträge 13 (Michaeliskloster): 643 (4 Hufe bei Heinrich von Hameln); 851 (Kreuzstift); III. 259 (Ritter von Cramme); 279 (Grafen von Wölpe); 1338 (Grafen von Wohldenberg) usw.
- (22) UB. IV. 505 (1320). 807 (1324).
- (23) B. Engelke, Dorf und Markt Hohenhameln. a. a. O., S. 300
- (24) B. Engelke, Die große und kleine Grafenschaft der Grafen von Launrode. in: Hannov. Ges. Bl., 1921. S. 217-232. ハイネのフムツゲリヒトに保管されていたホーエンメルンの Freidingsbücher (一七四一—一八〇七年にわたる三冊)が詳細な記録をとらめてある。

- (42) Ibid., S. 223 f. Hohenhameln, S. 301.
- (43) Grimm, Jakob, Weistümer III. S. 255 ff.
- (44) H. W. Kiewitz, Territoriale Entwicklung des Bistums Hildesheim. a. a. O., S. 44 ff.
- (45) B. Engelke, Dorf und Markt Hohenhameln. a. a. O., S. 301.
- (46) UB. II. 285. 1230 Juni 2.
- (47) UB. II. 164.
- (48) G. Bode, Der Uradel in Ostfalen. a. a. O., S. 174-181. W. Petke, Die Grafen von Wöltingerode-Wohldenberg. a. a. O., S. 407.
- (49) Ulrich, Adolf, Zur Geschichte der Grafen von Roden im 12. und 13. Jahrhundert. in: Zs. Hist. V. Ndsachs. 1887, S. 119 f.
- (50) E. Winkelmann, Kaiser Friedrich II. a. a. O., S. 63 f. 69. Anm. 2, 3.
- (51) UB. II. 414 Hildesheim 1235 Juni 1.
- (52) „*Insuper fuit adiectum, quod, si de comicia maiori ad minorem vel econverso aliquos homines transire contingat, illi domino, ad quem pertinet ea comicia, de qua recesserunt, debite servitulis obsequio sicut ante maneam obligati.*“
- (53) 本條 一三〇頁以下。
- (54) UB. II. 445. Hildesheim 1236 Feb. 16.
- (55) „……, *ita quod warandus erit de eo, quod nullus ibi iuris addicet nisi in sex mansis tantummodo.*……“ S. 209.

(39) 廐所¹ 現在は Rosenthal の耕地にその名をよみかへし²。B. Engelke, Große und Kleine Gratschaft. a. a. O., S. 261, Anm. 3.

(40) Lübben, August, Mittelniederdeutsches Handwörterbuch. には ungehovet = nicht höfisch, unfein であるが、この「土地なきもの」は、ザクセン・メーブルゲルのラント法第一條第二條四項および第三條四五條六項に現われる „Jandassens“ なる「自由人」範疇を想わせる。ザクセン・シュビーゲルの「ラント・ザクセン」は、「ラント内にマイゲンをもたなむ」³、「よそもの如くに来つて去つ」ラント内に土地をもたなむ⁴ „vri lude“ である⁵ Gogratending に裁判籍をゆゑせよせむ⁶ (die solen sikken ihres gogreven ding over ses weken. SS. I. 284)。

(41) この二回、推測を前提したエド⁷ H. Plath, Namen und Herkunft der Grafen von Roden. a. a. O., S. 23 ff. には議論を展開してある。

(42) B. Engelke, Große und Kleine Gratschaft. a. a. O., S. 253 ff. des. 258 f. など、一〇二二年の皇帝ハインリッ二世の真正な証書とそれに関連した二つの偽文書について、UB. I. S. 67ff. 70, 73 の史料批判を参照。

(43) B. Engelke, Große und Kleine Gratschaft. a. a. O., S. 219.

(44) Urkundenbuch der Stadt Hannover. hrg. v. C. L. Grotefend u. G. F. Fiedler. Hannover 1860 I. Nr. 11.

(45) Sudendorf, UB. I. 32, A. Ulrich, Zur Geschichte der Grafen von Roden. a. a. O., S. 128 f.

(46) Sudendorf, UB. I. 100. Chron. Hild. a. a. O., S. 868.

(47) UB. II. 312. この文書は、後代の書式集から収録されたもので、司教がラウエローデ伯との間で *comicia maior* をめぐる争いを、三四〇フントの支払により同グラフ・フシャフトを買取る形で解決したという内容のもの。事実というより、司教側の政策意図を示すものと解されよう。

ヒルデスハイム司教コンラート (二世) の領国形成政策

- (48) *Chron. Hild.* a. a. O., S. 861.
- (49) H. Plath, *Namen und Herkunft der Grafen von Roden.* a. a. O., S. 25.
- (50) B. Engalke, *Große und Kleine Grafenschaft.* a. a. O., S. 221.
- (51) 關整定生⁶の過程と⁶の⁶14' *Der Landkreis Hildesheim-Marienburg.* Bremen-Horn 1964. S. 139 ff. *Der Landkreis Peine.* Bremen-Horn 1958. S. 114 ff. *Der Landkreis Burgdorf.* Bremen 1961. S. 120 ff. を参照。
- (52) H. Plath, *Namen und Herkunft der Grafen von Roden.* a. a. O., S. 24. A. Ulrich, *Zur Geschichte der Grafen von Roden.* a. a. O., S. 109. 116 ff. ローレン伯は四十一年⁶及び⁶の⁶11⁶司教の証書で証人の役をつとめてゐる。
- (53) Vogt, Herbert W., *Das Herzogtum Lothars von Süppingenburg.* 1106-1125. Hildesheim 1959. S. 50 ff.
- (54) B. Engalke, *Große und Kleine Grafenschaft.* a. a. O., S. 222 ff. 114 ff. 主張された連続説は「フョーテネの他に4つでも支持されてゐるが、エンゲルケの方法の批判的検討なしには、容易に結論だけを採用するわけにはいかならぬ。
- (55) UB. II. 445. Hildesheim 1236 Feb. 16.
- (56) UB. II. 1092 Hildesheim 1258.
- (57) UB. II. 404, 1234; 416, 1235 (vor Juli 4); 417, 1235 Juli 4. これらの証書は「キッセンにおける裁判制度、身分制度などの研究史の上で極めてしばしば取り扱われた。それは「これらの証書がサクセンシュビーゲルの Grafengericht を典型的に示す史料だと考えられたためであり、「およそサクセンシュビーゲルの裁判制度を研究した学者で、この証書に言及しなかった人はなれと思われるほどである。地域史の観点から特に問題となる研究だけをあげておこう。 Wittich, W., *Altfreiheit und Dienstbarkeit des Uradels in Niedersachsen.* in: VSWG. IV. 1906. S. 26 ff. Heck, Philipp, *Der*

(95) *Luhnde v Algermissen* の間ひのた處所。Evers, Wilhelm, *Die Wüstungen des Hildesheimer Landes*. a. a. O., S. 147.

(96) *Chron. Hildesh.* a. a. O., S. 863. 司教オットー(一二六〇—七九)の時にそれらの *comitia* は五〇フントで Bruno von Gustedt から買取された。

(97) Bruno von Gustedt のこの地域における諸権利は、ローデン伯のミニステリアル Dierrich von Alten の娘との結婚によつてもたらされたものであろう。ホッテルンを含む地域の伯権は、ローデン伯への貨幣貸与・質関係をを通じて同家の手に至つたものと想われる。von Alten, Edelherrn von Depenau. a. a. O., S. 61 ff. B. Engelke, *Große und Kleine Grafschaft*. a. a. O., S., 220 f.

おわりに

以上、われわれは、コンラートの司教選出いらい一二四〇年ごろにいたるまでの領国政策を、領国の輪郭と骨格の決定にかかわるような事柄に焦点をあわせつつ概観してきた。コンラートは、領内ミニステリアールの反抗ないし自立領主化への努力をうち砕くことから始めて、ヒルデスハイム司教領国を順次東と西と北にむかつて固めていった。南に対しては、*Wohldenbergs* 伯家との、全体として友好的で緊密な関係のゆえに、両者の勢力圏はいわば相互に閉ざされない状態にあり、その方面での「領土関係」の確定は、初のヴェルフエン家出身の司教オットー(一二六〇—一二七九)の時代までひきのばされた。それはともかく、コンラートの場合、領国を外にむかつて固める努力は、四

○一四一年で一段落し、最後の数年は相対的に日常的な統治業務にうち過ぎたようである。

ところで、司教コンラート二世のこうした領国政策は、ヒルデスハイム司教領国形成史の上でどのような位置を占めるものだったのであろうか。ヒルデスハイムの中世諸史料を国制史的観点から多少とも長期にわたって通観したところのある人にとっては、コンラート二世の時代が大きな劃期をなすという印象は、容易に共有しうるところだろう。ヒルデスハイム司教領国における「アムト制度」の成立を研究して、この地方の本格的国制史研究に先鞭をつけた Arnold Peters は、彼にとって「領国」の形成過程そのものである「アムト制度」の成立過程を、まさに皇帝フリードリヒ二世と司教コンラート二世の時代にはじまったとみる⁽⁴⁾。彼によれば、ほぼ一二二〇—一二六〇年の第一期は、「イムニテート権域におけるフォークタイ制の再編」期、すなわち、再取得、集積されたフォークタイを、新設、獲得、改築された城を中心として再編成する時期、ほぼ一二六〇—一三三〇年の第二期は、司教によって獲得された多くのグラーフシャフトを新しい Immunitätsvögle に依託することにより、グラーフシャフトと、イムニテート権域の Burgbezirk における融合リアムト制度の確立がなしとげられる時期、ととらえられる⁽⁵⁾。

また、今日までのところ、ヒルデスハイム司教領国史の全体的概観を与えた唯一の学者 Hans-Walter Kiewitz は、「Territorium」の形成に導いた決定的な動きを「Territorialpolitik als Burgpolitik」に求めるといふ、当時としては極めて斬新な観点にたちつつ⁽⁶⁾、この点におけるコンラート二世の劃期性を強調した。彼によれば、あたかもフリードリヒ二世の「聖界諸侯との協約」が出された一二二〇年ごろ、「ほとんど突然に様相が変る。これ以後、ヒルデスハイム年代記はほとんど毎頁に司教の城郭建設と城の獲得を報ずるようになる⁽⁷⁾」。クレーヴィツはコンラート二世を

ルースハイム 司教	司教文書数	発行場所不明	ルースハイムで発行	ルースハイム以外で発行	ルースハイム以外の発行場所のうちけ
Hartbert (1199-1216)	47	14	25	8(17%)	Lamspringe 3, Wöllingerode 1, Winzenburg 1, Nienstedt 1, Ohthredessen 1, Bröckel 1
Siegfried I. (1216-1221)	32	27	5	0	
Konrad II. (1221-1246)	247	68	67	112(45%)	Forst 17, Winzenburg 15, Rosenthal 14, Poppenburg 13, Goslar 5, Nienstedt 4, Bettmar 3, Hasede 3, Wienhausen 3, Essem 2, Heinungen 2, Dorstadt 2, Sieverhausen 2, Rys 1, Egenstedt 1, Detfurt 1, Steterburg 1, Hahausen 1, Lengede 1, Escherde 1, Sarstedt 1, Heinde近くの橋上 1, Gronau近くの橋上 1, Werder攻囲中 1. イタリヤなど司教管区外 6
Heinrich I. (1246-1257)	53	11	20	22(42%)	Sarstedt 7, Rosenthal 5, Winzenburg 3, Braunschweig 3, Bethenem 1, Escherde 1, Alfeld 1, Addenemの橋上
Johann I. (1257-1260)	61	3	41	17(26%)	Moritzberg bei Hildesheim 7, Poppenburg 4, Lutler 2, Braunschweig 2, Sarstedt 1, Escherde 1
Otto I. (1260-1279)	116	19	71	26(22%)	Poppenburg 9, Winzenburg 3, Sarstedt 3, Lutler 3, Braunschweig 3, Peine 1, Ruthe 1, Alendorf bei Aefeld 1, 司教管区外 2
Siegfried II. (1279-1310)	234	70	135	29(12%)	Peine 4, Ruthe 3, Goslar 3, Braunschweig 2, Sarstedt 1, Alfeld 1, Story 1, Reden 1, Walkenried 1, Liebenburg 1, Hannover 1

Territorialfürsten (領国諸侯) の典型とみ、「司教領国領域の本邦の建設者」(der eigentliche Begründer des Stiftge-
bietes) であり、その「城やピロンラート二世のもとで、城郭政策と各つけらるゝものが現われるのであり、われ

われはその中に、最終的なランデスヘルシャフトに向う最も重大な歩みをみるのである」と述べている。⁽⁸⁾

われわれは、クレーヴィツの言葉に、そのセンセーショナルな調子をも含めて同意することができる。そして、最後に、そうした判断を支える一つの史料の所見をつけ加えることによって、ひとまず本稿を閉じたいと思う。

表は、司教ハルトベルトからジークフリート二世にいたるまで(一一九九—一三二〇)、⁽⁹⁾ほぼ十三世紀いっぱいに行されたヒルデスハイム司教の証書について、その作成または交付場所をまとめたものである。これは、実は別の目的で行なった史料研究の副産物であるため、司教文書の中でも純粹に宗教的な事柄に関するものなどは含まれておらず、数量それ自体には大きな意味をおき難い。しかし、司教の世俗君主としての機能に多少とも関係のある文書は、できるだけ広く考察の対象にとりこまれており、そうした基準はどの司教の場合にも崩されていないから、比較的比較的目的には充分役だつ。

さて、表を一見すれば明らかなように、コンラート二世の時代は証書の作成場所についてドラスチックな変化を示す。ジークフリート一世までは、発行場所の確認できる大部分の司教文書がヒルデスハイムで作られ、例外的に司教座都市いがいが発行される場合にも、それは、例えば証書の受領者たる修道院や教会の在所そのものに限られていた。これと同じ事情は、十二世紀の史料についてもさかのぼってあてはまる。ところが、コンラートのもとでは、ヒルデスハイムいがいの場所で作られた文書の数は全体の四五%にも及ぶ。しかも、この傾向が一二三〇年から顕著になっていることを考慮して、同年から四六年までの一七年間だけに限ってみると、それは一九〇点中の一〇七点と約五六%にも達する。これとやや似た傾向は、ハインリヒ一世の時代まで引き継がれるが、ヨハン一世からは再び中央で発

行される証書が多くなる。

このことは、コンラートの時に、司教の統治活動のスタイルにおけるある大きな変化が起ったことを示している。それが何であったかは、文書発行地のうちわけそれ自体が雄弁に物語る。すなわち、そこでわれわれの注意をひくのは、ラントの内外にわたって広く残された活動の足跡もさることながら、何といっても司教がとくにしばしば訪れている Förste, Winzenburg, Rosenthal, Poppenburg の四つの場所である。Förste は一二三〇年ごろ建設された館⁽¹⁰⁾であって、機能的には同じく司教が巨費を投じて築いた Sarstedt 城⁽¹¹⁾と一体であり、したがってコンラートの後継司教ハインリヒ以後には Förste にかわって Sarstedt が証書発行地として現われることになる。Winzenburg は十二世紀らしい、ヒルデスハイム司教の手中にあった唯一の城。コンラートは治世冒頭のミニステリアーレン鎮庄過程において、この城を Herren von Escherde, Herren von Stockem の手から「奇襲によって」奪いと⁽¹²⁾り、その後、自らも居住しよう⁽¹³⁾のような形に増改築を加えた。Rosenthal はコンラートが一二二三年に獲得した城であって、Gunzelin von Wolkenbittel の手中にあるバイネ城に対抗してその「都市」と城が大造営されたことは上述した⁽¹⁴⁾。そして、Poppenburg 城はヒルデスハイムへの幹線道路がライネ川を渡る橋畔に位置し、司教は恐らく一二四〇年ころまでにはそれを封臣から買いとって（全部ではないが）、そこに自らの館と税関所を営んだ⁽¹⁵⁾。

つまり、それらはいずれも司教コンラートの時にはじめて、そうしたものとして新生ないし転生した城郭であって、しかも、それらは一様に、厳密な意味での Grenzburgen（境界防衛城郭）ではないが、当時の司教領国を外にむかって固めるとともに、それぞれの方面の対内的管理行政の中心をなすという二重の機能にふさわしい位置を占めている。

司教はそうした城にミニステリアールンから成る *castellanus* (城守り) を駐屯せしめるとともに、⁽¹⁶⁾ 所領管理や関稅徵集にたずさわるべき役人として非自由人フォークトを配置する⁽¹⁷⁾。そして、彼自身、極めてしばしばそれらの城をおとすれ、君主としてのさまざまな統治任務を果たしたのであり、その一端が今日に伝わる諸証書に跡をとどめているのである。コンラートのこうした統治活動のスタイルは、新しい体制をつくり出し定着せしめようとする君主が、いわば創設者の熱意をもって事に当っている姿を反映している。ここにわれわれが見るのは、君主主導型の領国形成過程の一典型である。その意味で司教コンラートは、まさに「Territorialpolitik als Burgenpolitik」の開始者であり、「ヒルデスハイム司教領国領域の本当の建設者」だったのである。

(1) このことを最もよく示すのは、司教コンラートが、ヴォールテンムルク伯のダラーフシャフトに属する Dingort についてはマント集會を開いてくる事実である。すなわち、コンラートは Berelris(Ris) : UB. II. 269 (1230), 511 (1238), Holle: UB. II. 296 (1230-36), Dettfurt: UB. II. 337 (1232), Dingelbe: UB. II. 365 (1232) などの集會を開いてくるが、それらはいずれもヴォールテンムルク伯の *comicia* 集會場所である。W. Perkte, Grafen von Wollingerode-Wohlendenberg a. a. O., S. 327 f. Ann. 260. 447 ff.

(2) Ibid. S. 468 ff. A. Bertram, Geschichte des Bistums Hildesheim. a. a. O., S. I. 283 ff.

(3) 年代記が彼の晩年の事績としてくる Poppenburg の一部買取り、改造が、一二四一年には終つていたと思われる。というのは、同年六月、Poppenburg の礼拝堂に証書を交付してきく、司教は極めてしばしば、この城に滞在して証書を交付してきくからである。UB. II. 634, 637, 643, 657, 663, 665, 666, 677, 678, 685, 689, 717, 763, 807, 808.

(4) Peters, Arnold, Die Entstehung der Amtsverfassung im Hochstift Hildesheim. (1905) a. a. O., S. 125 f.

(5) *Ibid.* S. 216, 224 ff. 271 ff. スタータスの研究は、全体として水準の高いものであり、とくに司教のアムトマンの権限、地位などについて教えるところが多いが、「アムト」の完成期をやや早期にくりあげすぎている。これは、彼が十四—五世紀の史料をほとんど利用していないことと関係があると思われる。

(6) Kiewitz, Hans-Walter, Studien zur territorialen Entwicklung des Bistums Hildesheim. (1932). a. a. O., S. 31 彼は「十三・十四世紀の領国史は、基本的に、城の歴史、その獲得、建築および破壊の歴史である」と述べている。

(7) *Ibid.* S. 29. かつクローヴィツが皇帝の Statut に「様相の一変」した原因を求めているのだとしたら、われわれは Erich Klingelhöfer, Die Reichsgesetze. a. a. O., S. 126 ff. とともにその判断の不当を鳴らさなければならぬ。

(8) *Ibid.* S. 30 f.

(9) ただし、*Urkundenbuch des Hochstifts Hildesheim*, II, III, に収録されている限りにおける司教文書である。

(10) von Alten, *Urkundliches über die Edelherrn von Depenau*. a. a. O., S. 60 f.

(11) 本稿一四五頁以下、一五六頁を参照。

(12) 本稿一四六頁参照。

(13) *Chron. Hildesh.* a. a. O., S. 860.

(14) 本稿一五六頁参照。

(15) 本稿一六四頁以下参照。

(16) 本稿一四六頁参照。

(17) 本稿一六五頁参照。

(昭和四九年一月二五日 受理)